

外来種被害防止行動計画 第2版

～ネイチャーポジティブの実現に向けた外来種対策の実践～

(案)

令和7年3月●日

環境省

農林水産省

国土交通省

目次

前 文.....	1
第1章 我が国の外来種対策の課題及び目標.....	3
第1節 外来種対策をめぐる主な動向と行動計画の見直し.....	3
第2節 我が国の外来種対策の現状と課題.....	9
第3節 目指すべき姿及び本計画の目標.....	11
(1) 目指すべき姿.....	11
(2) 全体目標.....	11
(3) 具体目標.....	12
第2章 外来種による被害を防止するための行動.....	16
第1節 目標達成に向けた行動の設定.....	16
(1) 行動設定に当たってのテーマ.....	16
(2) 全ての主体による外来種対策の実践に当たっての不足.....	16
第2節 実践すべき6つの行動.....	20
(1) 基本認識.....	20
(2) 6つの行動.....	24
第3節 各主体の役割と行動.....	33
1 国.....	33
2 地方公共団体（都道府県及び市町村）.....	40
3 国民.....	43
4 民間企業・団体.....	46
5 研究機関・団体.....	51
6 教育機関.....	53
7 生物展示施設（動物園、水族館、植物園等）.....	56
8 メディア等発信者.....	59
第3章 実施状況の点検と見直し.....	61
巻末注 用語の定義.....	63

1 前 文

我々の生活は、自然資源に大きく依存しており、生物多様性の保全は人間の安全保障の根幹といえる。我が国においては、2022 年 12 月に生物多様性条約第 15 回締約国会議にて採択された生物多様性保全の世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を受け、2030 年までにネイチャーポジティブ（自然再興）を実現することを目標として、「生物多様性国家戦略 2023-2030」が 2023 年 3 月に閣議決定された。

生物多様性の保全において、侵略的外来種は大きな脅威であり、2019 年 5 月に公表された生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）による「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」では、生物多様性の損失を引き起こす 5 つの主要な直接要因として、土地と海の利用の変化、生物の直接採取（漁獲、狩猟含む）、気候変動、汚染とともに、侵略的外来種が掲げられている。

「外来種被害防止行動計画」は、我が国の外来種対策全般に関する中期的な総合戦略であり、2015 年 3 月、外来種問題とその対策への基本的な考え方を取りまとめた最初の行動計画が公表された。それに伴い、外来種問題の社会的認知度の向上、一部地域における対策優先度の高い外来種に対する防除の実施などが達成されてきた。

一方で、既に国内に定着している侵略的外来種の中には、分布の拡大傾向が続いている種があるほか、国外から新たに侵入し、国内で定着する外来種も少なからず見られるなど、外来種による生態系等への影響は依然として大きな問題となっている。

また、近年、人間の経済活動の発展に伴い、人と物資の移動が活発化し、国外又は国内の他地域から本来有する移動能力を超えて、人為によって意図的・非意図的に導入される外来種の増加や、気候変動により外来種の分布が拡大するおそれなど、新たな外来種が侵入・定着するリスクも生じている。

このような状況を踏まえ、外来種対策を一層推進し、外来種による生態系等への影響を縮小・消失させていくためには、国や地方自治体のみならず、官・民、組織・個人を問わず全ての主体が積極的に外来種対策に取り組んでいく必要がある。

2025 年 3 月に公表した本計画は、2015 年 3 月に公表した行動計画の後継として作成した。本計画は、「外来種対策を担う全ての主体による外来種対策の実践を促すこと」をテーマとして、それぞれの主体が実施すべき侵略的外来種対策の具体的な行動を示している。2030 年のネイチャーポジティブの実現に向けて、本計画に基づき、外来種対策を担う全ての主体が、外来種対策の「実践」に主体的かつ積極的に取り組んでいくことが重要である。

令和 7 年●月

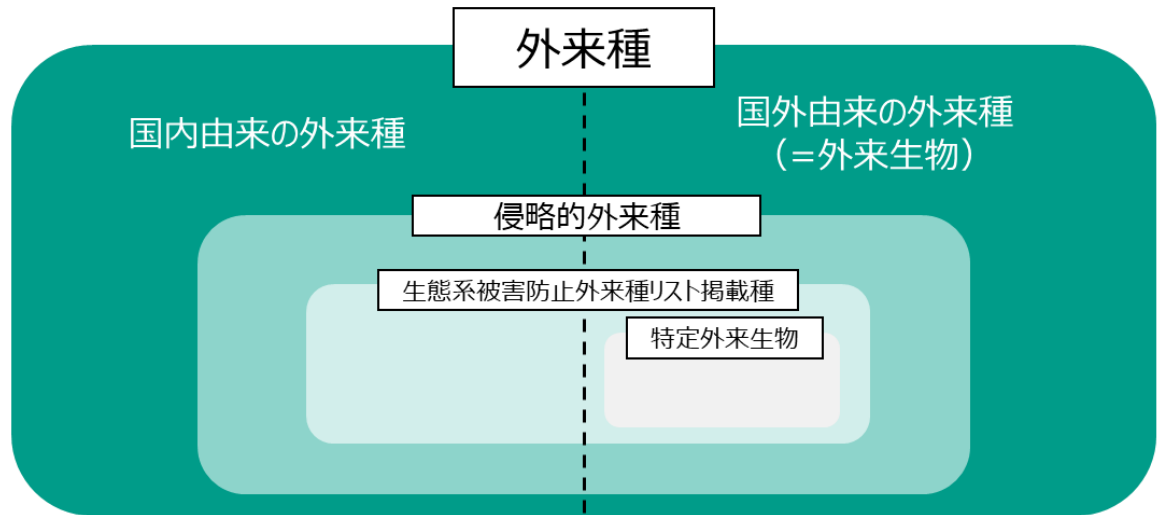
環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

- 37 農林水産省〇〇
- 38 国土交通省〇〇
- 39

第 1 章 我が国の外来種対策の課題及び目標

第 1 節 外来種対策をめぐる主な動向と行動計画の見直し

1992 年に生物多様性条約が採択され、生物多様性保全が国際的に重要な課題と認識される中で、生態系、人の生命・身体若しくは農林水産業（以下「生態系等」とする。）への被害等、侵略的外来種（図 1）が引き起こす問題（図 2）についても国内外での認識が高まり、我が国では、2004 年 5 月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下、「外来生物法」とする。）が成立、2005 年 6 月に施行された。また本法に基づき「特定外来生物被害防止基本方針」（環境省・農林水産省作成）が同時期に閣議決定され、特定外来生物への本格的な対策が開始された。



外来種 (国外由来・国内由来両方含む)	人間活動により、その本来の自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）の外に運ばれた生物
侵略的外来種	「外来種」のうち、我が国の生態系、人の生命又は身体、農林水産業等への被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるもの。本計画では、便宜上、生態系被害防止外来種リスト掲載種を侵略的外来種として想定。
特定外来生物	我が国の生態系等に係る被害を及ぼす又は及ぼすおそれのあると認められる外来生物として、外来生物法に基づき指定されたもの

図 1 外来種とは



図 2 侵略的外来種による被害例

その後、侵略的外来種対策についての国際的な議論は進展を見せ、2010 年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（CBD-COP10）では、生物多様性に関する新たな世界目標として、外来種についての個別目標を含む 20 の個別目標から成る「愛知目標」が採択された（個別目標 9：「2020 年までに侵略的外来種の定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる」）。

この愛知目標を受け策定された我が国の「生物多様性国家戦略 2012-2020」（2012 年 9 月閣議決定）は、愛知目標の達成に向けた我が国の国別目標を設定しており、侵略的外来種についても、その影響が近年深刻化していることを踏まえて対策の強化を進めることとされた。さらに、目標として「侵略的外来種リスト（外来種ブラックリスト（仮称））を作成し、リストの種について定着経路に係る情報を整備する」、「防除の優先度の考え方を整理し、計画的な防除等を推進するとともに、各主体における外来種対策に関する行動や地域レベルでの自主的な取組を促すために、「外来種被害防止行動計画（仮称）」を策定する」が設定された。

生物多様性国家戦略 2012-2020 における目標や、2014 年 3 月に改正された「特定外来生物被害防止基本方針」において、「我が国における外来生物の生息・生育状況及び被害の状

72 況に関する情報並びに知見を定期的に集約する」、「外来生物対策の基本的な考え方を整理
73 し、各主体における外来生物対策に係る行動の指針及び国における具体的な施策等の計画
74 を示す」とされたことを踏まえ、2015 年 3 月には、我が国の外来種対策全般に関する中期
75 的な総合戦略として「外来種被害防止行動計画」（環境省・農林水産省・国土交通省作成）
76 （以下、「行動計画 2015」とする。）が公表された。さらに、同年、特定外来生物に指定さ
77 れていない外来種も含めて、我が国の生態系等に被害を及ぼす又はそのおそれがある外来
78 種について、各種の生態的情報や対策の優先度等を整理した「生態系被害防止外来種リス
79 ト」（環境省・農林水産省作成）（以下、「リスト 2015」とする。）も公表された。

80 2019 年 5 月には、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフ
81 ォーム（IPBES）により「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」が公
82 表され、同報告書において、生物多様性の損失を引き起こす 5 つの主要な直接要因として、
83 土地と海の利用の変化、生物の直接採取（漁獲、狩猟含む）、気候変動、汚染とともに侵略
84 的外来種も掲げられたことを機に、生物多様性保全における外来種対策の重要性が一層認
85 識され、国際的な議論が加速した。

86 2022 年 12 月には、生物多様性条約第 15 回締約国会議（CBD-COP15）において、「愛知目
87 標」に替わる新たな世界目標として、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択され
88 た。当該枠組の 2030 年ターゲット 6 では、「外来種の導入経路を特定及び管理し、対策優
89 先度の高い侵略的外来種の導入及び定着を防止し、他の既知又は潜在的な侵略的外来種の
90 導入率及び定着率を 2030 年までに 50%以上削減するとともに、特に島嶼などの重要度の
91 高い場所における侵略的外来種の根絶又は管理によって、侵略的外来種による生物多様性
92 と生態系サービスへの影響を除去、最小化、低減及び、又は緩和する」との目標が掲げら
93 れた（図 3）。

94 これを受けて 2023 年 3 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」において
95 は、ネイチャーポジティブ（自然再興）※の実現に向け、侵略的外来種による負の影響の防
96 止・削減に資する施策の実施が国別目標として掲げられた。また、本目標の達成に向けた
97 具体的施策において、外来種被害防止行動計画及び生態系被害防止外来種リストの見直し
98 を行うこととされている。

99 ※ネイチャーポジティブとは、愛知目標をはじめとするこれまでの生物多様性の損失を止める目標から一
100 歩前進させ、損失を止めるだけでなく回復に転じさせるという強い決意を込めた考え方である。

101 加えて、2022 年 5 月には外来生物法が改正され、ヒアリ等の緊急対応を要する特定外来
102 生物の効果的な規制や、アメリカザリガニ等の国内の生態系を広く侵食してしまった外来
103 種に対応していくための新たな規制の枠組みに加え、国、都道府県、市町村、事業者及び
104 国民がそれぞれ特定外来生物による被害の防止のために行うべき措置を定めた責務規定も
105 追加され、2023 年 4 月に全面施行された。

106 さらに、2023 年 9 月には、IPBES 総会第 10 回会合において「侵略的外来種とその管理に
107 関するテーマ別評価報告書」の政策決定者向け要約が承認・公表され、侵略的外来種とそ

108 の影響は今後も増加し続けると予想されること、侵略的外来種対策において最も費用対効
109 果が高い管理手法は侵入予防及び早期対応の体制整備であることが示された。これを参考
110 に、各国は外来種の侵入管理の強化等に向けて、国際連携の強化や国家戦略の策定、多様
111 な関係主体やセクターの参画推進等に動き出している。

112 また、自然・生物多様性の損失は、企業ビジネスや金融機関の財務活動にとってリスク
113 となり、侵略的外来種対策を含む生物多様性保全は企業においても取り組むべき課題と見
114 なされ始めた。2021年6月に設立された自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD) は、
115 各企業による自然に関する企業のリスク管理や開示を求めており、2023年9月に TNFD が
116 公表した「自然関連財務情報開示タスクフォースの提言」においては、侵略的外来種は自
117 然の状態 (state of nature) に影響を及ぼす5つの因子 (impact driver) の1つであ
118 り、セクターを問わず全ての組織が、侵略的外来種を積極的に導入しかねない行動及び少
119 しでもその可能性がある特定の行動の割合について開示すべきとされている (※)。

120 ※この詳細に関して、現時点では、一般化された指標が存在せず、今後、更なる知見収集のもと、より
121 具体化される見込み。

外来種対策をめぐる動向

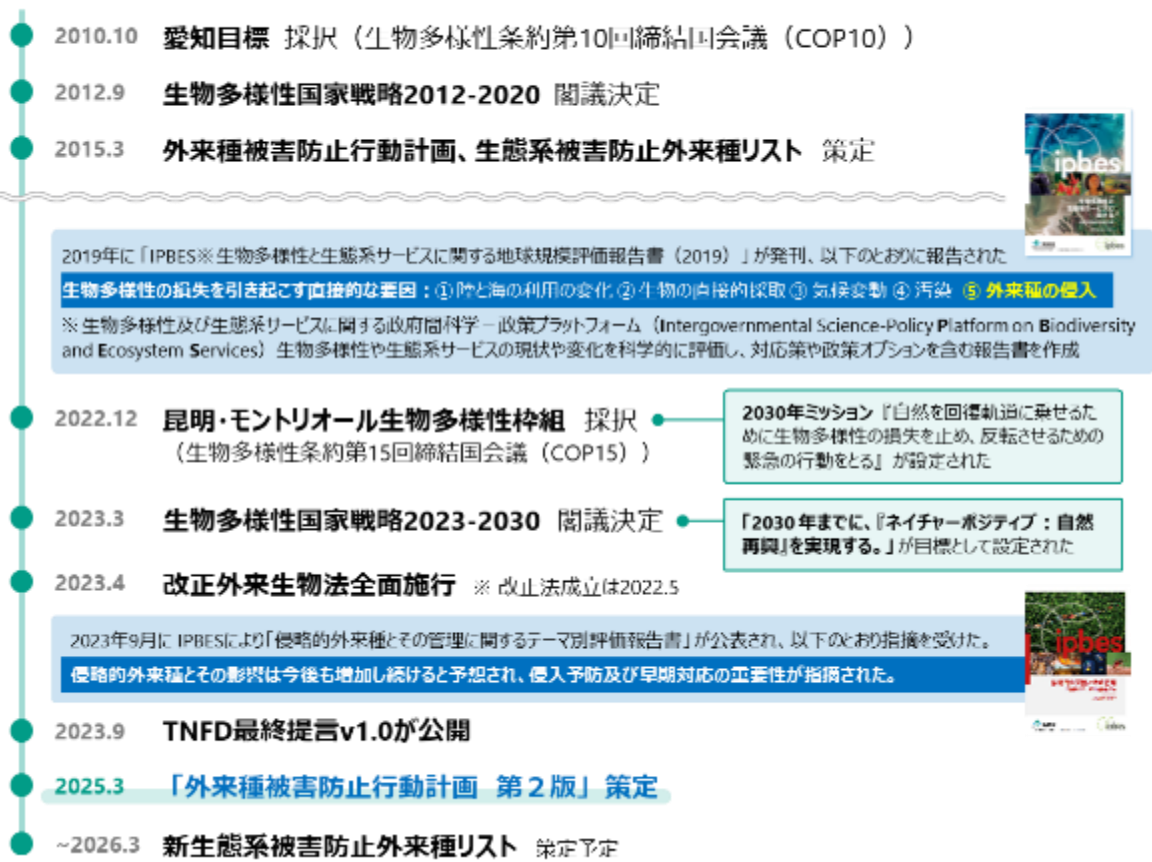
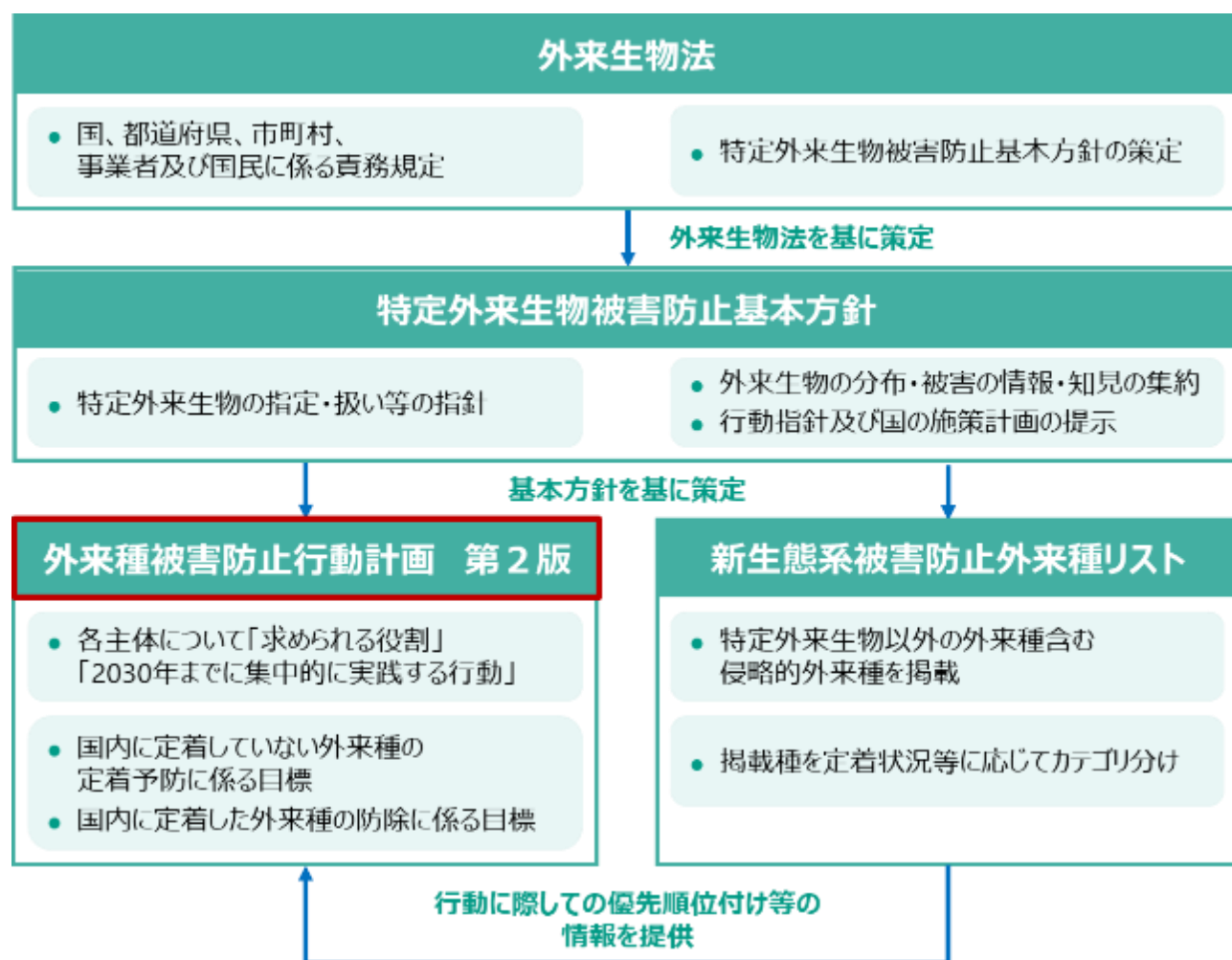


図3 外来種対策をめぐる動向

「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、具体的施策として外来種被害防止行動計画

125 及び生態系被害防止外来種リストの見直しを行うことが掲げられていることを踏まえ、
 126 2025 年 3 月に「外来種被害防止行動計画 第 2 版」（計画期間 2025～2030。以下、「本計画」
 127 とする。）を作成した。また、生態系被害防止外来種リストについても、2025 年度に見直し
 128 を行う予定（見直し後の生態系被害防止外来種リストについては、以下「新リスト」若し
 129 くは「新生態系被害防止外来種リスト」とする。）である。
 130 外来生物法、特定外来生物被害防止基本方針、本計画及び新リストの関係性は図 4 の
 131 とおりとなる。



132

133 図4 外来生物法、特定外来生物被害防止基本方針、本計画及び新リストの関係

134 なお、新リストは本計画で示す外来種対策を実施していくに当たっての基礎資料と
 135 なるものであり、本計画の個別目標（後述）については、新リストの掲載種とそのカテ
 136 ゴリの整理（以下各項目及び図5）に基づいて設定されている。

137

＜新リストのカテゴリ区分＞

- ・ 国内に未定着の種のうち生態系等への被害を及ぼすおそれがある種については、「**侵入・定着防止外来種**」としている。このうち、まだ侵入していない種は「**侵入予防外来種**」、侵入はしているが定着していない種は「**定着防止外来種**」としている。
- ・ 国内に定着している種のうち生態系等への被害を及ぼすおそれのある種については、「**総合対策外来種**」としている。このうち生態系等へ及ぼす被害が大きな種は「**防除推進外来種**」、被害の大きさが防除推進外来種には及ばない種は「**防除検討外来種**」としている。
- ・ 生態系等への被害のおそれがあるものの、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないため、利用において逸出等の防止のための適切な管理に重点を置いた対策が必要な種は「**産業管理外来種**」としている。

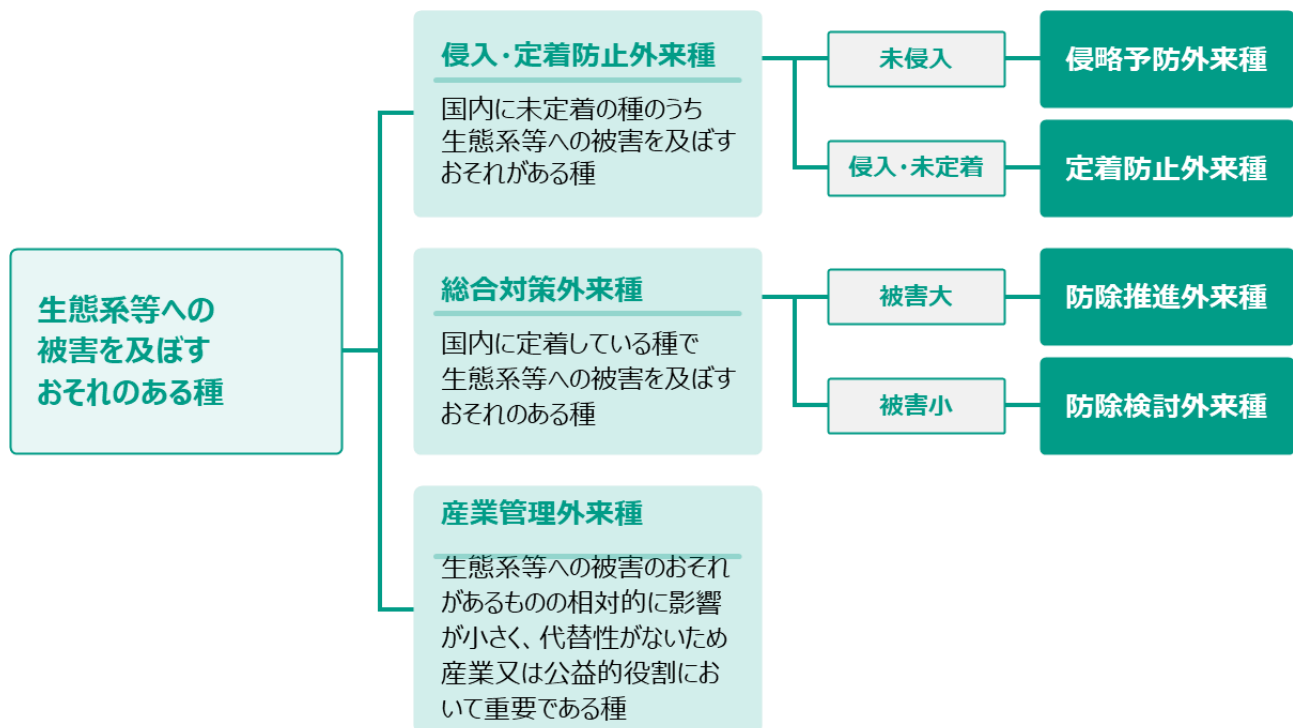


図5 新リストのカテゴリ区分

第2節 我が国の外来種対策の現状と課題

本計画の策定に当たり、行動計画 2015 の進捗概要を整理した。行動計画 2015 は、愛知目標 9 「2020 年までに侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。」の達成のため、様々な行動目標を設定しており、各目標の進捗状況は、2023 年 3 月末時点の調査結果（付録参照）から以下のとおり評価できる。

○ 目標達成に向けた行動におおむね着手・進展が見られる。特に、「外来種対策の主流化」を掲げた行動計画 2015 の計画期間（2015～2020 年）を通じて、外来種対策に関する普及啓発は各地で実施され、広く国民において外来種問題への関心が深まった。環境省で継続して実施している認知度調査では、「外来種・外来生物の意味を知っている」と回答した人の割合は、行動計画 2015 が公表された 2014 年度から 2020 年度にかけてほぼ 60%で推移しており、多くの国民に認知されつつある。

○ 国レベルでは、生態系被害防止外来種リストを通じて、侵略的外来種に関しておおむね優先順位付けがなされている。また、行動計画 2015 において個別に目標が掲げられた種については、制御に向けた取組が行われているほか、奄美大島におけるフイリマンゲース等、根絶事例もある。

○ 地域レベルでは、侵略的外来種とその定着経路に関する知見集積や生態系被害防止外来種リストに応じた実施可能な対策が行われている自治体があり、ヒアリなど一部の優先度が非常に高い種については地域レベルでの制御に向けた取組も行われている。また、和歌山県におけるタイワンザル等の根絶事例もある。

一方で、既に国内に定着している侵略的外来種の中にも、アライグマなど広域に分布し、引き続き分布の拡大が続いている種がある（図 6 参照）ことに加え、サビイロクワカミキリ、ハヤトゲフシアリなど新たに国外から侵入し、国内に定着した侵略的外来種も少なからずあることから、我が国は侵略的外来種による被害を十分に制御できているとは言えない。

第 1 章第 1 節でも述べたとおり、我が国は、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の 2030 年ミッション達成のため、2030 年までのネイチャーポジティブの実現を目標としている。国内生態系等へ負の影響をもたらす外来種の被害を減らすことは、生態系サービスによる恩恵の持続的な享受につながるとともに、2030 年までの目標達成に資するものである。

アライグマの分布範囲が著しく拡大している

1970年代後半以降テレビアニメの影響で飼育ブームとなり、日本各地で飼育個体の放逐・逸出により野生化した。計画的なアライグマ対策により低密度化・影響低減が見られる事例がある一方で、農業被害防止のように目的や対象地区を絞った対策では、あまり効果があがっていない事例もある。

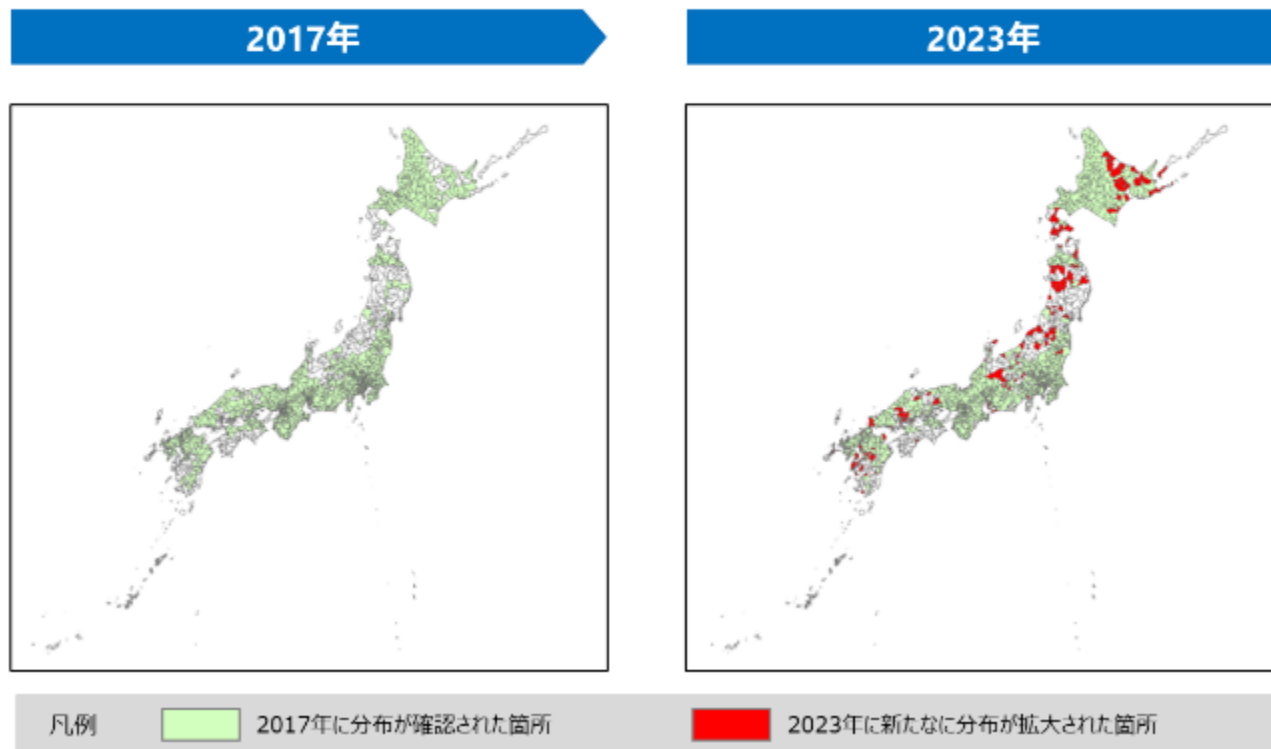


図6 アライグマの分布図

196 第3節 目指すべき姿及び本計画の目標

197

198 第2節を踏まえ、目指すべき姿、本計画の目標を以下のとおり設定する。

目指すべき姿

2030年までに、外来種による負の影響を軽減し、ネイチャーポジティブを実現する。

全体目標

未定着の種の定着を予防し、定着した種を拡大させない。定着初期の種を根絶させる。

具体目標

国

国内に定着していない
外来種の
定着予防に係る目標

「侵入・定着防止外来種」のうち
特定外来生物（※）

（※）上記には、新生態系被害防止外来種リストに掲載されているものの国内定着の未然防止の観点から新たに特定外来生物に指定された種を含む。

「侵入・定着防止外来種」のうち
特定外来生物でない種

国内に定着した外来種の
防除に係る目標

特定外来生物

そのうち特定の種

普及啓発に係る目標

✓ 定着初期の種について、国内での根絶達成を図る。

✓ 外来種問題についての認知度向上を図る。

地域単位

✓ 外来種の侵入・定着、被害等の状況を把握する。

✓ 域内に未定着であり生態系等に被害を及ぼし得る外来種について、域内定着を防ぐ。

✓ 域内に定着した種について、対策優先度を整理の上、具体的な目標を設定し、その達成を図る。

✓ 定着初期の種については、域内での根絶達成を図る。

✓ 全ての都道府県において、リスト、条例等により対策優先度が整理されている。

図7 目指すべき姿、本計画の目的及び目標

(1) 目指すべき姿

2030年までに、外来種による負の影響を軽減し、ネイチャーポジティブの実現に貢献する。

(2) 全体目標

未定着の種の定着を予防し、定着した種を拡大させない。定着初期の種を根絶させる。

①国単位の目標

○国内に定着していない外来種の定着予防に係る目標

☑「侵入・定着防止外来種」のうち特定外来生物（※）：国内定着を防止する。

（※）上記には、新生態系被害防止外来種リストに未掲載であるものの国内定着の未然防止の観点から新たに特定外来生物に指定された種を含む。

☑「侵入・定着防止外来種」のうち特定外来生物でない種：新規定着数を 50%以下に抑える。

○国内に定着した外来種の防除に係る目標

☑特定外来生物：分布拡大を防ぐ。

☑特定外来生物を含む以下の種について、影響軽減に向け個別に設定した管理目標を達成する（表 1）。

・生態系等への影響が特に大きな種

・新生態系被害防止外来種リストにおいて「総合対策外来種」とされた種のうち、生物多様性の保全上の重要度が高い地域に定着している種

☑定着初期の種について、国内での根絶達成を図る。

○普及啓発に係る目標

・外来種問題についての認知度向上を図る。

②地域単位（地方公共団体ごと）の目標

○外来種の侵入・定着、被害等の状況を把握する。

○域内に未定着であり生態系等に被害を及ぼし得る外来種：域内定着を防ぐ。

○域内に定着した種：対策優先度を整理の上、具体的な目標を設定し、その達成を図る。

○定着初期の種については、域内での根絶達成を図る。

○全ての都道府県において、リスト、条例等により対策優先度が整理されている。

209

210

211 表 1 個別に設定した管理目標

212

対象種	対象地域	2030 年までの管理目標
生態系等への影響が特に大きな種		
アライグマ	国内で分布が確認されている地域（※全国対象）	・分布拡大の最前線の地方自治体のうち 8 割の自治体が、外来生物法に基づく防除を実施している。

		(・分布拡大の最前線の地域のうち、1以上の地区において、防除により低密度状態(※1)となる。)
オオクチバス、コクチバス、ブルーギル	国内で分布が確認されている地域(※全国対象)	・それぞれの種について、5以上の都道府県において、防除により生息状況が全体的又は局所的に減少傾向にある。
ヌートリア	国内で分布が確認されている地域(※全国対象)	・分布拡大の最前線の地方自治体のうち8割の自治体が、外来生物法に基づく防除を実施している。 (・分布拡大の最前線の地域のうち、1以上の地区において、防除により低密度状態(※1)となる。)
アルゼンチンアリ	国内で分布が確認されている地域(※全国対象)	・分布拡大の最前線の地方自治体のうち6割の自治体が、防除を実施している。 ・防除を実施している10以上の地域において、生息密度の低下が見られる。 ・防除を実施している複数の地区において、低密度状態(※1)又は根絶状態(※2)となる。
クビアカツヤカミキリ、サビイロクワカミキリ、ツヤハダゴマダラカミキリ	国内で分布が確認されている地域(※全国対象)	・分布拡大の最前線の地方自治体のうち7割の自治体が、防除を実施している。 ・それぞれの種について、10以上の市区町村において、防除により被害が減少傾向にある。
ナガエツルノゲイトウ、オオバナミズキンバイ、オオフサモ	国内で分布が確認されている地域(※全国対象)	・効果的な防除手法が確立される。 ・それぞれの種について、5以上の市町村において、防除により生育面積が縮小し、その状態が維持されている地区が見られる。
キョン	国内で分布が確認されている地域(※全国対象)	・分布拡大の最前線の地方自治体のうち8割の自治体が、外来生物法に基づく防除を実施している。 ・分布地域における低密度化を達成又は根絶状態となる。 (・分布拡大の最前線の地域のうち、1以上の地区において、防除により低密度状態(※1)となる。)

		となる。)
新生態系被害防止外来種リストにおいて「総合対策外来種」とされた種のうち、生物多様性の保全上の重要度が高い地域に定着している種		
ファイリマングース	奄美大島及びやんばる地域	・奄美大島においては、2024 年に根絶を宣言したファイリマングースの根絶状態を維持する。 ・やんばる地域においては、生物多様性保全上重要な地域（※3）における残存個体が排除される。
オオクチバス、コクチバス、ブルーギル	伊豆沼・内沼、京都府のアユモドキ生息地等	・それぞれの種について、低密度化を達成し、低密度管理を維持するための地域の体制が構築される。
オオハンゴンソウ	釧路湿原、奥日光の湿原	・釧路湿原では、生物多様性保全上重要な地域（※3）でオオハンゴンソウの新たな侵入（分布の拡大）が防止され、奥日光の湿原においては戦場ヶ原等の生物多様性保全上重要な地域（※3）にオオハンゴンソウが存在していない。
小笠原諸島の外来種（以下、特に対策が重要な種） ニューギニアヤリガタリクウズムシ グリーンアノール	小笠原諸島 小笠原諸島父島・母島 小笠原諸島父島列島、母島列島	・対象種ごとの特性に応じて、効果的、効率的な防除手法を開発し、分布拡大の抑制や生物多様性保全上重要な地域（※3）での根絶・低密度化を達成する。 ・効果的・効率的な防除手法を確立する。 ・未侵入島嶼地域への拡散を防止する。 ・兄島島内での分布拡大を防止する。 ・固有昆虫の重要保全地域である兄島大丸山地域での低密度状態を維持する。 ・未侵入島嶼地域への拡散を防止する。
ツルヒヨドリ	奄美大島、沖縄島、西表島	・現在の分布域からの拡散防止。 ・沖縄島では生物多様性保全上重要な地域（※3）からの排除。 ・奄美大島・西表島では島内からの根絶。
シロアゴガエル	奄美・沖縄地域	・未侵入地域（島）への拡散防止。 ・2023 年春に発見された徳之島では防除を進め、個体数を減少傾向にする。

- 213 (※1) 低密度状態：低密度管理がなされており、対象種による被害の大幅な減少が見られる状態。
214 (※2) 根絶状態：複数年度に渡り個体が確認されない等、根絶の可能性が高いと判断できる状態。
215 (※3) 生物多様性保全上重要な地域：国立公園、絶滅危惧種の生息・生育地、世界遺産地域等
216

217 なお、具体目標に係る数値目標や指標については第3章を参照。目標の期間は、本計画
218 期間（2025～2030年）とする。また、定着の判断は、新生態系被害防止外来種リストにお
219 けるカテゴリ区分若しくは「外来種が新しい生息地で、継続的に生存可能な子孫をつくる
220 ことに成功する過程の状態、又は成功した状態」という考え方に準拠する。
221

第2章 外来種による被害を防止するための行動

第1節 目標達成に向けた行動の設定

(1) 行動設定に当たってのテーマ

未定着の外来種の定着を予防し、定着した外来種を防除するためには、制御のための取組を質・量ともに増加させる必要がある。そのためには外来種対策を担う全ての主体が、連携しながらそれぞれの役割において積極的に対策を行うことが求められる。

そこで、本計画では「外来種対策を担う全ての主体による外来種対策の実践」をテーマとして行動を設定する。

(2) 全ての主体による外来種対策の実践に当たっての不足

外来種対策を担う全ての主体による外来種対策の実践を実現する上で、外来生物法の施行状況を踏まえた今後講ずべき必要な措置（中央環境審議会答申、令和4年1月11日）や有識者ヒアリング等を踏まえ、以下3つの不足があると評価した。

① 地域単位での計画的な外来種対策の不足

外来種の国内への新規定着を防ぐためには、侵入を未然に防ぐための侵入経路の特定とそれに応じた侵入防止対策や、侵入が見られた際の早期発見と速やかな根絶を行う必要がある。これらは非意図的に繰り返し侵入しているヒアリ類などで大きな進展が見られている。

また、国内に定着している外来種については、地域ごとに定着段階が異なるため、取るべき対策も地域ごとで異なる。従って、地域単位で対策の優先度や各対策における目標を設定し、その達成のための各主体の役割を明確化した上で、各主体が連携することで計画的に対策を実施する必要がある。このような対策について、一部の地方公共団体では、計画に従った適切な対策事例も蓄積されてきている。

しかしながら、必ずしも全ての地方公共団体が計画的な対策を実施しているとはいえない。また、多くの地方公共団体において、生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種に関するリスト等が十分に作成されている状況ではない（付録参照）。このことは地方公共団体単位での外来種対策が十分に推進されていないことを意味するものではないが、計画的に対策が取られている状況であるとは言えない。

② 事業者及び国民の認識の不足

人や物資の移動等に伴う非意図的な侵略的外来種の拡散には、事業者や国民が深く関係することから、一人ひとりの外来種問題の認識や理解を高める必要がある。事業者や民間団体等による外来種対策は、積極的に実施されている例はあるものの、依然とし

258 て各業界全体へ浸透するには至っていない。また、国民の外来種問題に対する理解の不
259 足は、「かわいそう」等の心情的側面から外来種防除の必要性に賛同しない、あるいは
260 外来種問題を単純化された善悪の観点で捉えてしまい、関係者への誹謗中傷や外来種
261 の生命を尊重しない態度に陥るなど、侵略的外来種による被害の制御に負の影響を与
262 え得る。

263 これまでに、国民の外来種への認識に関して、一定程度の深化が認められるものの、
264 規制、防除等の詳細に関して十分に認識及び理解が得られている状況であるとは言え
265 ない。事業者や民間団体等による外来種対策も、積極的に実施されている例はあるもの
266 の、社会全体へ浸透するには至っていない。

267

268 ③ 知見の共有体制や防除・管理手法及びその開発の不足

269 情報基盤の構築及び調査研究の推進に関しては進展が見られ、とりわけ優先度の高い
270 侵略的外来種に関する分布情報に関しては、各主体の調査や各地の防除を通じて有効
271 な知見が一定程度集積されてきたと言えるが、特に地方公共団体においては、情報の
272 蓄積について地方公共団体間の差が大きい。また、各主体において、これらの集積され
273 た知見が関係主体に広く共有されていない。さらに、低密度段階から効率的に捕獲・除
274 去等することにより早期の根絶を達成するための技術や、外来生物の生態及び生息・生
275 育環境に応じた効果的かつ効率的な防除技術等、実践的な防除や管理の手法及びその
276 開発が不足している。さらに、近年特に問題となっている外来生物に関連する寄生生
277 物・病原体に関する知見の共有も不足している。

278

279 (3) 不足を踏まえた6つの行動

280 これらの不足を踏まえ、行動設定において「地域単位の計画的な外来種対策の推進」、
281 「事業者及び国民の外来種対策への参画」及び「外来種対策に係る知見の共有及び防
282 除・管理手法に係る調査研究の進展」の3つを強化すべきポイントとして挙げることに
283 し、それを踏まえて6つの行動を設定する。

284

285 ①地域単位の計画的な外来種対策の推進

286 地域単位での計画的な対策の実施には、地域の関係主体が共同で目標や役割分担等を設
287 定することが有効である。2022年5月の外来生物法改正において、地方公共団体による防
288 除の円滑化を図り、我が国全体としての防除を迅速化し、また強化するため、国、都道府
289 県、市町村、事業者及び国民について、外来種の被害防止のために行うべき措置等が記載
290 された責務規定が創設された。これを踏まえ、都道府県においては、地域の状況に応じた
291 計画的な外来種対策を主導すること、市町村においては都道府県に準じて適宜必要な対策
292 を行うことが求められる。そのために、地方公共団体においては、都道府県を中心に、対
293 策検討に係る情報の集約、人材や資金等の確保、地域間連携の実施等、地域単位での計画

294 的な対策の実施に向けた体制構築が急務であり、国においてはその支援が必要である。
295 なお、国や地方公共団体の外来種対策にかけることができる人員・資金等の資源には
296 限りがある。地域単位での計画的な防除の実施に向けた体制構築に当たっては、都道府
297 県を中心とした地方公共団体が主導的に民間企業、NPO・NGO等の地域関係者との連携
298 を図り、より多くの主体が積極的に外来種対策を担っていく体制を目指すことが求め
299 られる。

300 以上を踏まえ、地域における計画的な外来種対策を含む、対策優先度を踏まえた具体
301 目標の設定を行動1として設定する。

302

303 ②事業者及び国民の外来種対策への参画

304 事業者（特に、農林水産関係者や輸送関係者等、外来種に関係の深い事業者）及び国
305 民においては、一人ひとりが外来種問題の当事者であるという意識を持つことが求め
306 られる。特に事業者においては、侵略的外来種を使用しないこと、やむを得ず使用する
307 場合でも、適切に管理し、被害を生じさせないようにすること、拡散防止を徹底するこ
308 とが求められる。また、国民においては、日常生活において、例えばペットや観葉植物
309 などの多くは外来種であるということを認識し、無責任な野外への逸出を防ぎ適切に
310 管理を行う責任がある。

311 また、国や地方公共団体の外来種対策に積極的に協力することが求められる。特に外
312 来種と関わりの深い事業者においては、組織内における外来種対策に関する普及啓発
313 及び教育の推進と人材の育成を通じて、適切な行動を喚起させることが期待される。

314 以上を踏まえ、行動1において、事業者における外来種との関わり方の整理を扱うとと
315 もに、事業者及び国民による外来種対策の参画を含む、外来種対策の実行を行動2として
316 設定する。また、事業者及び国民への普及啓発を含む、外来種対策に係る普及啓発及び対
317 策主体としての人材育成・活用を行動3として設定する。

318

319 ③知見の共有及び効率的な防除・管理手法の開発の進展

320 今後の外来種対策の実質的な推進に向けて、集積された知見が各主体に対して適切
321 に共有されること、効率的な防除・管理手法の開発と実用化が更に進展すること、国内
322 間のみならず国際間での連携を強化して外来種に関する情報の蓄積を図ること、外来
323 生物に関連する寄生生物・病原体に関する知見を共有すること、などが望まれる。

324 以上を踏まえ、情報の共有・発信及び調査研究・技術開発の推進を行動4に、国際連
325 携による新規手法の開発を含む国際連携、国際貢献等を行動5に、外来種対策において
326 新たに重要性の認識が共有されてきた、外来種対策を通じた寄生生物・感染症対策を行
327 動6として設定する。

目指すべき姿：2030年までに、外来種による負の影響を軽減し、
ネイチャーポジティブの実現に貢献

✓ 目指すべき姿を達成するために…

目標：未定着の種の定着を予防し、定着した種を拡大させないこと

✓ 目標を達成するために…

外来種対策を担う全ての主体による外来種対策の実践が必要

✓ 外来種対策の実践のために…

実践にあたっての不足を踏まえて6つの行動を設定

図8 第2章第1節までの流れ



図9 各行動の構造

第2節 実践すべき6つの行動

本節では、6つの行動の内容について具体的に記載する。

(1) 基本認識

個別の行動について述べる前に、全ての行動に共通する「外来種対策を実施する上での基本認識」を以下に示す。

①早期対策、定着段階に応じた対策が重要

外来種の防除に当たっては、侵入の防止や定着の防止（侵入後の早期発見・早期根絶）が最も重要かつ費用対効果が高い。定着段階が進むにつれて対策に係る費用や労力等のコストが大きくなり、防除が難しくなる（図10）。よって、まずは侵入をさせないことを目指して対策を行うとともに、日々のモニタリング等により、侵入してしまった場合の早期発見・早期防除を、また侵入後の発見や対応が遅れた場合には、定着段階に応じた防除を行う必要がある（図11）。

②誰しものが外来種問題を引き起こす原因になり得る

生物は、本来自然分布域に生息・生育しているものであり、物流による物資の移動や人の旅行といった人間活動により自然分布域を越えて輸送・導入されることで外来種となる（図12）。外来種の人為的な導入や定着、拡散は、全ての主体がその当事者になる可能性があり、これを防ぐには、全ての主体が外来種被害の拡大につながる行為を理解した上で、外来種被害予防三原則に基づいた対策を取る必要がある（図13）。

③国内に自然分布域を持つ生物であっても、むやみな生物の移動・放流は避けるべき

国内に自然分布域を持つ生物であっても、人為的に自然分布域外に導入された場合、その地域の生態系等に被害をもたらす場合がある（国内由来の外来種）。また、同種であっても地域集団間で遺伝的形質に変異が認められる種も存在することから、同種の自然分布域内の導入であっても、異なる地域からの生物の導入は、地域ごとの遺伝的系統を損なう場合がある（同種の遺伝的かく乱）。従って、たとえ国内に自然分布域を持つ生物であっても、むやみな導入は避けるべきである。

④原因者負担の原則

環境問題に対応する上での基本的な考え方の一つである原因者負担の原則は、外来種対策においても適用される考え方である。即ち、侵略的外来種による被害が発生した場合、その対策については、原則、被害発生の原因となった者が責任を持って行うことが求められる。なお、被害を封じ込め、外来種防除を進めるには、当該外来種被害の発生地に関係

368 する様々な主体の連携が欠かせない。このため、被害の発生の原因となった者は、その責
 369 任を自覚し、関係主体との連携・協働を求めつつ迅速に外来種対策に取り組む必要がある。

370

371 ⑤かく乱環境における外来種の侵入

372 本来の生態系が保たれている場所よりも、人為的なかく乱を受けた場所の方が、外来種
 373 が侵入しやすくなる傾向が知られている。外来種防除の際には、在来生態系、特に対象外
 374 来種と競合する生態系地位を有している在来種への配慮が必要である。



375

376 図 10 侵略的外来種の定着段階と防除の困難度



図 11 侵略的外来種の定着段階に応じた対策

“生物学的侵入 (biological invasion) とは、人間の活動によって意図的または非意図的に、自然の生息・生育域外に種を輸送し(移動させ)、導入し、場合によっては導入先でその種が定着し拡散するプロセスのことを指す。”

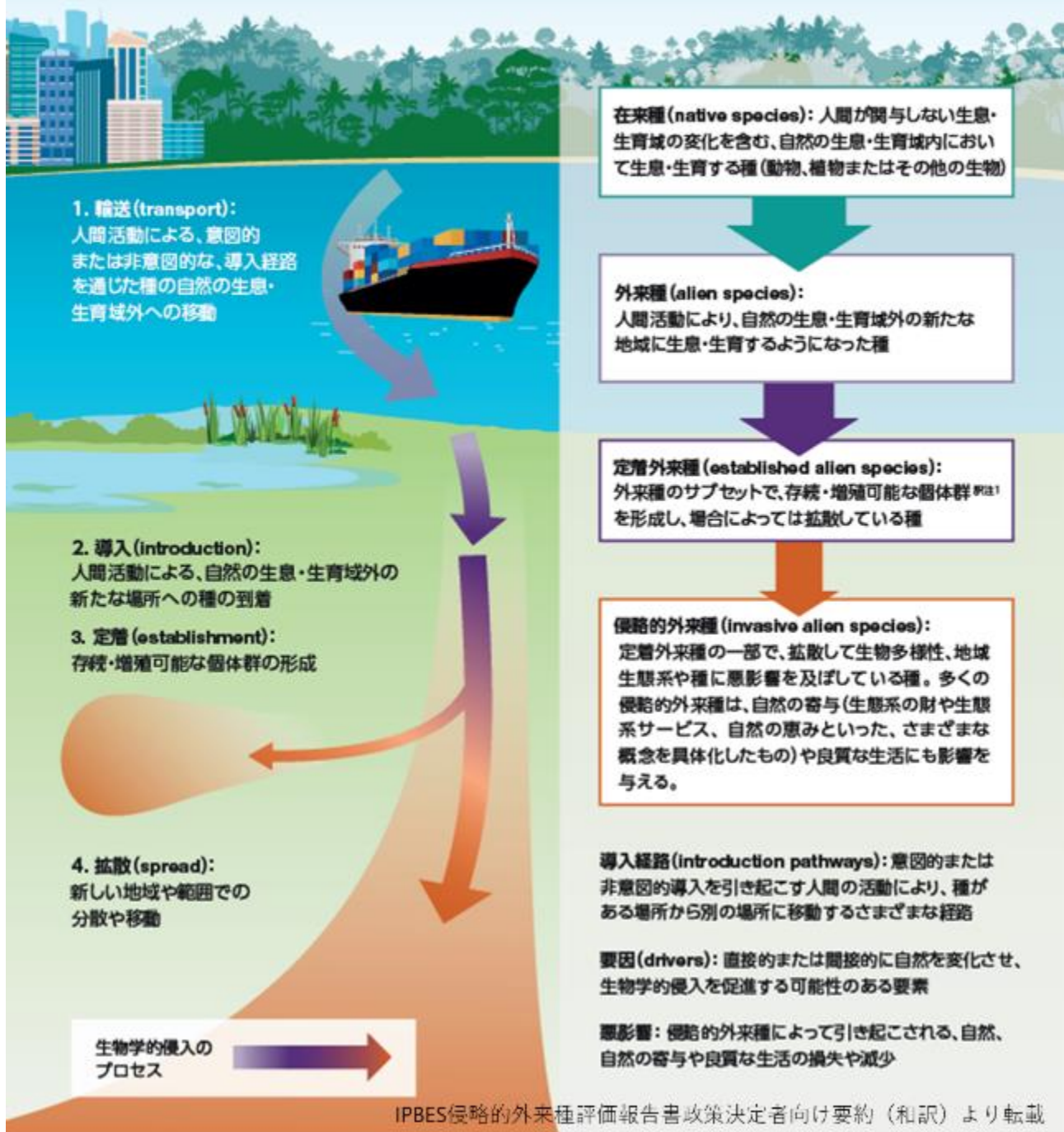


図 12 外来種の侵入プロセス及び人為的移动による生物種の位置付けの変化

入れない

悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「**入れない**」。

捨てない

飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「**捨てない**」（逃がさない・放さない・逸出させない）。

拡げない

既に野外にいる外来種を他地域に「**拡げない**」（増やさない）。

図 13 外来種被害予防三原則

(2) 6つの行動

行動 1：対策優先度を踏まえた防除計画の策定

・外来種対策に当たっては、生態系等に被害を及ぼしている、又はその可能性がある外来種から、優先度をつけて計画的な対策を行うことが必要である。

・外来種対策を実施する際は、対象地域自体の特性に応じて、対策の目標や達成したい状態を明確化することが重要である。その上で、防除や目標達成状況のモニタリングを計画的かつ順応的に行うことが重要である。また、共通の目的・目標に向かって、国内、地域内等の各単位で関係主体が連携して協働することが必要である。

・なお、侵入初期の外来種など、対策の緊急性が高い場合には、状況に応じて行動 1 と後述する行動 2 を同時に進めることも必要である。

1) 対策優先度の設定

① 基本情報の収集

域内及び隣接した地域の外来種の分布や被害等状況に係る情報、防除技術等に係る科学的データを収集する。文献調査のほか、外来種の分布状況調査を実際に行うことや、森林や河川、漁業等を管轄している関係行政機関や生物調査等を行っている学術機関への照会、地域住民からの意見募集・聞き取り調査も選択肢となる。また対象種によっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律や動物の愛護及び管理に関する法律など、関係法令による規制状況を整理しておくことも重要である。

収集したデータは、参照や共有が容易な形に整理し、必要に応じて情報の一元化（データベース化）を行うことが望ましい。

② 対策優先度の検討

収集した情報に基づき、対策の必要性を判断する。対策の必要性については、

1. 対象種の侵略性（定着しうるか、生態系等にどのような影響があるか）
2. 緊急性（侵入初期か否か、拡散の速度等）
3. 保全対象（保護地域等・絶滅危惧種）の重要性
4. 防除手法の有無と実行可能性

415 5. 地域を取り巻く社会的状況
416 から判断する。

417

418 ③ 対策優先度の設定

419 検討結果を踏まえ、対策優先度を設定する。特に国や地方公共団体においては、積極的
420 に公表する。各種の対策優先度が記載された侵略的外来種リストの作成・公表のほか、生
421 物多様性地域戦略の作成・公表や、条例にて対策すべき種や侵略的外来種等を整理・公表
422 することをもって、対策優先度の設定とすることもできる。

423

424 2) 各主体の連携による防除計画の策定

425 設定した対策優先度に基づき、特に優先的な防除が必要である種を中心に、防除計画を
426 策定する。策定する計画は、対象や状況に応じ、複数種を含む包括的な計画や個別種ごと
427 の計画が考えられるが、いずれの場合においても、想定外の侵略的外来種が侵入した際の
428 速やかな防除実施のため、生物多様性地域戦略等に想定外の侵略的外来種が侵入した際の
429 対応フローを記載しておく、日ごろから各主体の外来種対策の意識を醸成しておく等が望
430 ましい。

431

432 ① 防除に係る主体の整理と参画

433 防除に当たっては、関連する主体を整理するとともに、特に関係が深い主体については
434 協議会を設置するなど連携体制を構築し、合同で計画を策定することが望ましい。

435

436 ② 侵入・定着段階に応じた防除目的・目標の設定

437 防除を実施することで何をを目指したいかについて、適切な目的（対象となる侵略的外来
438 種を侵入させない、在来種の生息状況が回復する等）を設定し、それに応じた目標（在来
439 植物の生育範囲が○割程度増加する、○罨日の捕獲圧をかける等具体的な数値目標が望ま
440 しい）を設定する。目標設定にあたっては、短期的・中期的な目標とその達成までのスケ
441 ジュールも合わせて設定することが望ましい。

442

443 ③ 計画の策定及び共有

444 上記の目標を、どの程度の期間で達成するのか、誰がどのような役割を持つのか、等
445 ついて整理して、計画を策定し、関係主体に共有する。

446

447 ④ 計画の更新・見直し

448 目標達成状況についての対策の推移とモニタリング結果を踏まえ、目標の達成状況につ
449 いて評価を行い、新たな目標を設定する必要が生じた場合には、計画を更新する。また、
450 目標がうまく達成できない場合には、その要因を分析した上で、目標の見直しや設定年次

の見直し・計画の更新等、順応的管理を行う。

当該計画に基づき、関係主体は、必要に応じて具体的な対策に係る計画等を作成する。とりわけ、日常的に外来種に関わっている企業・団体、個人等は、所有地及び管理地における外来種対策、所有・管理する外来種の取扱方針について整理するなどしておくことが望ましい。

行動２：外来種対策の実行

外来種対策においては、意図的か非意図的に関わらず、あらゆる主体が、自らが外来種の分布の拡大及びそれに伴う被害の発生に関与する可能性を認識し、外来種の導入及び分布拡大をさせないという社会的な責任を強く意識し、自主的に対策を実施することが期待される。また、「外来種対策を実施する上での基本認識」で述べたとおり、外来種対策に当たっては、対象の定着・侵入段階に応じた防除が必要である。ここでは、新生態系被害防止外来種リストのカテゴリ区分を参考に①「地域内に侵入していない／野外定着していない外来種」、②「地域内に定着した外来種」、③「産業又は公益的役割において重要である外来種」の３つに分けて、地域の状況に応じて実行すべき対策を整理する。

なお、新リストにて総合対策外来種に選定されている国内定着済みの種であっても、地域によっては未侵入・未定着である場合もあることから、対象種について地域ごとの定着段階に応じた対策を取る必要がある。

また、防除の実施に当たっては、継続的なモニタリングと、その結果が容易に参照できる形で正確に蓄積されること（データベース化）、モニタリング結果を踏まえた防除及びモニタリング内容の定期的な検討を組み込んだ管理（順応的管理）が欠かせない。これは全ての定着・侵入段階の外来種対策に共通する。

１）地域内に侵入していない外来種

これらの種は、対象となる地域内に侵入していない外来種であり、新生態系被害防止外来種リストにおいては、「侵入予防外来種」が該当する。加えて、「総合対策外来種」であっても、各地域においてまだ当該地域に侵入していないものはこれに該当する。「外来種対策を実施する上での基本認識」で述べたとおり、外来種の防除に当たっては、侵入・定着の防止は、発生し得る被害を未然に防止することができることから、費用対効果が高く、最も重要である。

まず、地域内に未定着の外来種のうち生態系等への被害を及ぼすおそれがある種については、意図的な導入をしないことを徹底する。動物園や家庭等で飼育環境に置かれている外来種についても、管理を徹底するとともに、災害発生時の逸出リスクも配慮した施設構造で管理し、脱走等により野外に出ることがないようにする。また、やむを得ず飼養等できなくなった場合は、責任を持って飼養等できる他者への譲渡しや、適切な処分を徹底す

487 る。

488 非意図的に侵入する可能性がある種については、侵入経路を特定の上、まず侵入させな
489 いための対策が重要である。非意図的な外来種の主な侵入経路として、国外からは輸入さ
490 れた物品への混入・付着や空路・航路に伴う機体・船体（バラスト水含む）への混入・付
491 着など、国内では土砂・動植物等の物品輸送や人の移動に伴う混入・付着が挙げられる。
492 地域間及び国際間で、外来植物の種子や昆虫類等の微小な生物への対策を含めた意識の共
493 有と連携を行った上で、リスクのある物品等について、移動元やその中間地点、移動先へ
494 の到着時における検疫や消毒等の対策が必要となる。

495 侵入を想定した対策としては、侵入可能性がある拠点を中心に関係者による日常的なモ
496 ニタリング及び侵入予防策を行う。侵入が確認された種については、その侵入情報をきっ
497 かけに初期防除を開始し定着前の排除を行う。排除に成功した後も関係者が連携して再侵
498 入の有無に関して一定期間集中的なモニタリングを行うとともに、隣接地域を始め未侵入
499 地域にも侵入や防除の情報を共有し、再度の侵入及び定着の防止に努める。

500 また、事業活動や日常生活において見かけた外来種に関して、地域の分布状況等に応じ
501 て適切な主体に情報提供、共有することは、外来種の早期発見による早期防除につながる
502 ことから大変重要である。

503 なお、やむを得ない事情により侵略的外来種を導入する場合には、必要最小限の量とす
504 ること、導入後の野外への放出や他地域への拡散を防ぐこと、管理計画を策定してこれら
505 の管理を計画的に行うこと、逸出時の対策を用意するなど、法令に基づき適切に管理する
506 ことを徹底する。

507

508 2) 地域内に侵入・定着した外来種

509 これらの種は、対象となる地域内に侵入した外来種であり、その定着段階に応じて、①
510 未定着・定着初期②分布拡大期③まん延期に分けられる。新生態系被害防止外来種リスト
511 においては、「定着防止外来種」及び「総合対策外来種」（各地域においては、当該地域に
512 侵入済みのもの）に該当する。

513 ①の侵入したが定着していない外来種や定着初期の外来種については、根絶と再侵入・
514 再定着防止が最初に検討すべき目標となる。早期に根絶を目指すことで、根絶しなかった
515 場合永続的に発生しうる侵略的外来種による被害やその費用の発生を予防することができ
516 る。生態系等への被害が大きい新たな侵略的外来種の侵入が確認された際、速やかに総力
517 をあげた集中的な防除を行うとともに、行動1に沿って速やかに関係機関の整理・協働体
518 制の構築、防除計画の策定等を行う。根絶に当たっては、当該外来種の全ての個体（栄養
519 器官含む）が防除圧にさらされていること、全ての密度フェーズにおいて増加率を上回る
520 防除圧がかけられていること、周囲からの移入がない状態をつくることが重要である。

521 ②の定着後、分布が拡大しているものについては、根絶が技術的に困難になる場合や、
522 費用や労力が不足する場合が想定される。このような場合には、広域的な地域連携に基づ

く封じ込め（拡散の防止）や低密度管理（被害の低減）を第一の目標に設定する。特に、分布拡大の最前線の地域における早期防除を徹底する。

③のまん延しているものにおいては、対策地域を絞り、生物多様性保全上重要な地域等における地域的な根絶や低密度管理が第一目標となる。なお、地域的な根絶を目指す場合には、特に隔離された地域から排除していくことが有効となる。

なお、分布が拡大しているものやまん延している外来種について、防除が奏功した結果、根絶と再侵入防止措置が現実的に視野に入るようになった場合には、低密度管理を続けるよりも、根絶させ再侵入を防止する方が、長期的にみた場合、コストを抑えることができることから、根絶と再侵入防止に目標を変更することが望ましい。また、根絶や低密度を目指すに当たっては、対象が低密度になるにつれ、同じ手法を継続するだけではさらなる個体数の低減が難しくなるケースもあることから、モニタリング結果を踏まえ、必要に応じて防除手法の変更や工夫が必要となることもある。

防除の過程では、処分場まで運搬している間に外来種が逸出してしまう等、非意図的な外来種の拡散をしてしまわないようにリスクを把握した上で対策を講じる。

537

3) 産業又は公益的役割において重要である外来種

これらの種は、新生態系被害防止外来種リストにおける「産業管理外来種」に該当する。大前提として、産業又は公益的役割における外来種の利用は、利用地域における在来種で代替できない場合に限定する。また、定期的に代替が可能かを検討し、代替が可能になった場合には在来種（利用地域の地域系統に属するものに限る）による代替を速やかに行う。新たに産業管理外来種として利用する種については、生態系等への被害の影響について十分なリスク評価を行い、影響が大きいものについては使用を避ける。

産業又は公益的役割において重要である外来種の利用に当たっては、種の特性や被害発生機序、既存の知見を生かして、屋内・野外の飼育施設等管理された区域で利用するものについては逸出防止策を、野外で利用するものについては影響評価の方針等含む利用計画に準じた利用を徹底する。特に野外で大量に利用する種については、利用前に種の特性並びに利用予定箇所及びその周辺の生態系等の状況等を正確に把握の上、適切な利用量、利用範囲を定め、利用中や利用終了後も周辺環境への影響発生の有無等について定期的なモニタリングを行う。

緑化植物については、国・民間団体等が提示している技術的指針を踏まえた管理・利用を徹底する。

これらの種の管理に当たり、個体の逸出や周辺生態系への影響が発生した場合には、導入した者が必要に応じて地方公共団体と連携しながら直ちに対処し、野外での定着を阻止する。

事業を停止又は廃止する場合には、適切に管理を継続できる他者への譲渡や、処分を行うことを徹底する。

559

560 行動3：対策に係る普及啓発及び対策主体としての人材育成・活用

561 外来種対策をより一層推進するためには、国内全ての者が対策の主体となる必要との認
562 識の下、外来種そのもの及び対策に関して体系的な知識を身に付け、理解を深め、得られ
563 た知識に基づき、必要に応じて他の主体と連携しつつ、法規制及び外来種被害予防三原則
564 （「入れない」、「捨てない」、「拡げない」）の遵守など、適切な行動を開始していくことが
565 求められる。また、対策を行うに当たっては、外来種対策への理解・知見がある人材の育
566 成・活用が重要である。

567

568 1）普及啓発

569 普及啓発に当たっては、外来種問題の存在に気づき、侵略的外来種が様々な被害をもた
570 らし得る存在であることや、全ての国民が外来種問題の当事者になる可能性があり、外来
571 種問題は自分事であることを伝え、認識してもらう。その上で、対策についての具体的な行
572 動につなげるため、日常的に意識すべき具体的な行動を例示する。具体的な行動について
573 は、第2章第2節3.国民の行動3を参照。

574 実際の普及啓発に当たっては、例えばこども向けに特定のメッセージを伝えたい場合、
575 印象的で平易な内容にする等、対象者の外来種問題に対する認識・理解の程度や達成目標
576 に応じ、普及啓発の手法や内容を設定する。これにより、対象者を認識段階から理解段階
577 へ、理解段階から行動段階へと発展させることで、具体的な行動へとつなげていく（図
578 14）。

579

580 2）専門人材の育成

581 専門人材の育成に当たっては、①外来種の基礎知識の習得、②対象地域がある場合、当
582 該地域の外来種の侵入状況や希少生物の分布状況等、自然環境の状態の把握。事業組織に
583 おいては、事業に係る外来種導入のリスクや事業で利用する外来種とそのリスクの把握、
584 ③具体的な対策の検討等を通じて、各主体のニーズに応じた実践的管理・対策についての
585 知識や経験の取得を行う必要がある。

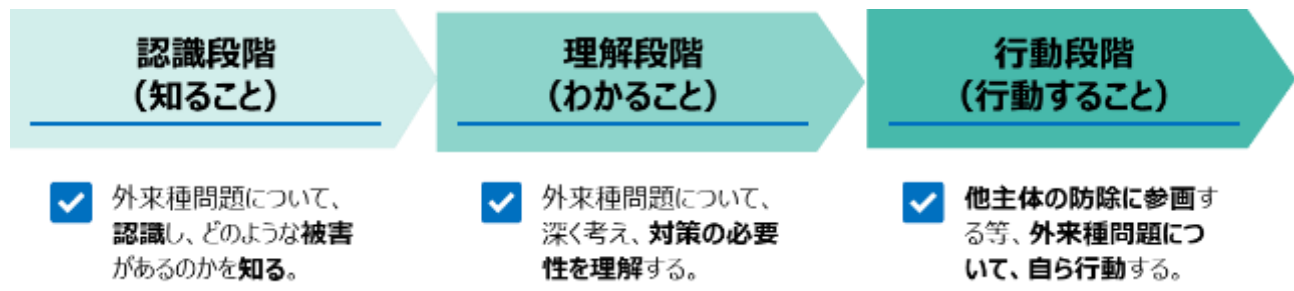
586 また、専門人材には、外来種の生息状況や生態的知識、防除の手法や対策の考え方、基
587 礎情報の習得に加え、鳥獣保護管理法等関係法令、外来種防除に係る安全管理、防除に当
588 たったの周辺環境・生態系への配慮等への理解も求められる。

589

590 3）専門人材の活用

591 育成した専門人材や既に存在する専門人材・情報等を行動1、2の計画及び実行におい
592 て、積極的に活用する。とりわけ行動1、2及び4に関しては、専門人材の活用を通して
593 科学的知見や既存の行動事例の活用を図るとともに、地域を限定せずに専門人材が活躍で
594 きるよう、防除主体は積極的な専門人材の参画呼びかけ・登用を、専門人材は積極的な防

595 除主体への助言を行っていく。



596
597 図 14 喚起したい行動レベルとその手段

598

599 行動 4：情報の共有・発信及び調査研究・技術開発の推進

600 効果的・効率的な外来種対策の実施に向けては、個々の外来種に係る生態、分布及び被害等状況に関する情報や対策に係る最新の科学的知見等が必要であり、各主体はこれらに関して引き続き収集や発信を強化する必要がある。

603 国内や地域内に未侵入、未定着の外来種については、国内、国外問わず侵入・定着している地域から広く知見収集や防除技術導入に努める。

605 また、行動 2 において、集中して総力を挙げた防除が必要であることを強調した侵入・定着初期の外来種について、早期発見・早期防除を行うに当たっては、分類や種の特性等の生物学的な情報や、分布及び被害、対策とその結果等の情報の収集と共有と発信を行う必要がある。

609 各主体（主に、国、地方公共団体、研究機関等）は、上記のように収集した知見や情報を、容易に参照できる形で正確かつ一元的に蓄積（データベース化）・公表を行うよう努める。今後、API 連携※等による情報提供の基盤・体制や相互の利活用の充実・強化も検討する。

613 ※アプリケーション同士を連携させるインターフェイスを活用し、機能の拡張を図ること。

614 外来種対策に係る技術の向上に向けては、研究開発を担う主体による調査研究及び技術開発とともに、研究開発された技術に関して多様な主体による実証等を推進する。とりわけ侵入直後又は国内定着初期の外来種については、対策に係る知見及び技術が乏しいことから、研究開発を担う主体と防除活動を行っている主体が共同で実証実験を行うなど、連携して実証に計画的に取り組む。また、その結果を広く公表することで、新技術の実証結果が手法の改善や次なる研究開発、他地域への横展開等につながることを望ましい。

620 多様な主体による外来種対策への着手や強化に向け、国内の外来種の定着・被害状況に係る将来予測や、侵略的外来種による経済的損失の推計、各種対策の有効性評価といったテーマに関する調査研究も推進していく。

623

624 行動 5：国際連携、国際貢献等

625 外来種対策に関しては、侵略的外来種が生息又は生育している国において、我が国に導

入されないよう措置を講ずることが被害防止のために極めて有効であることから、各国の水際における対策の強化等、外来種対策における国際的な連携・協働を進める必要がある。

侵入・定着防止外来種の国内侵入・定着予防に向けては、海外における分布及び被害状況等情報を適切に把握し、海外からの導入を防ぐことが肝要であり、国内外での情報収集及び世界各国や地域で被害を及ぼしている対象種の情報やデータについて、GRIIS（※）等の国際的なデータベースの活用による相互発信等、様々な主体における国境を越えた連携強化を促す。特にヒアリを始めとした定着予防外来種について、物品輸送時の対策や侵入時の防除に係る技術等が国際的に共有されるよう努める。

世界的な外来種被害防止の貢献に向けて、定着防止外来種及び防除推進外来種を中心に国内での防除の経験や事例等を海外に情報発信・共有する。

また、我が国の在来種が世界各地に意図的・非意図的に導入され、海外で侵略的外来種として問題を引き起こしている事例もあることから、我が国に導入されるものだけでなく、国内から出ていくものに対しても責任と配慮が必要であり、マメコガネやイタドリ等の在来種及び国内に侵入・定着している外来種で、国際的に注意喚起されている種に関して、海外における被害発生を防ぐため、そのような種については商業的若しくは個人的な輸出・持ち出しを行わない等、各主体が海外に持ち出さない意識の醸成、普及啓発を行う。

※GRIIS (Global Register of Introduced and Invasive Species) : IUCN の外来種専門家グループにより作成・管理されている国際的なデータベース（国別の侵入種登録簿）

行動6：外来種対策を通じた寄生生物・感染症対策

近年、森林減少、人及び家畜と野生生物の接触の増加、野生生物の利用、気候変動、グローバル化等により、野生生物由来の新興感染症の発生が加速していることが世界的な問題となっている。外来種による被害には、このような新興感染症を含む様々な寄生生物や感染症（以下、「感染症等」とする。）の侵入・拡大も含まれ得る。具体的には、外来種の侵入に伴って外来種が伝播・運搬する病原体が共に侵入することで、人間や在来種の健康に悪影響を及ぼす可能性がある。また、国内に定着済みの外来種が、国内にもともとある病原体も含め、国内外の病原体を拡散させる感染源（レゼルボア）となる危険性や、マダニ等の病原体媒介寄生生物（ベクター）の新たな宿主となって、ベクター及び病原体を増幅する危険性などについても明らかになってきたところである。

従って、外来種対策は、このような感染症等の被害の拡大防止という問題においても重要であることを認識し、生態系保全のみならず、人・家畜・農産物の健康を保全する観点から、外来種との関連が深い農業や衛生分野にも理解を得て外来種対策を推進していくことが求められる。

元来、感染症等への対策については、外来生物法以外の関係法規制（※1）の法目的と対

象に応じ、必要な対策が取られているが、新型コロナウイルス感染症をはじめとして、上記のとおり野生生物由来の感染症の増加が指摘されていることから、より効果的な対策を実施するためには、分野横断的に課題を解決していくワンヘルス・アプローチ（※2）の考え方を踏まえ連携する必要がある。このため、外来種対策を行う主体に対して、このような連携への参画を呼びかけていく。また、注意すべき感染症等を保有する危険性の高い外来種の防除に当たっては、防除者がこれらの感染症等に罹患しないため、防除に当たり感染防止策を行う必要がある等、感染症等についての注意喚起を実施することが重要である。

※1 外来生物法以外の関係法規制

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることが目的）

「植物防疫法」（輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物の発生を予防し、その駆除及びまん延を防止することにより、農業生産の安全及び助長を図ることが目的）

「漁業法」（漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図ることによる漁業生産力の発展が目的）

「水産資源保護法」（水産資源の保護培養を図り、その効果を維持することによる漁業の発展が目的）

「持続的養殖生産確保法」（養殖水産動植物の伝染性疾患のまん延防止による養殖業の発展が目的）

「家畜伝染病予防法」（家畜の伝染性疾患の発生予防、まん延防止による畜産の振興が目的）

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化によって国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することが目的）

「動物の愛護及び管理に関する法律」（国民の生命尊重、友愛及び平和の情操の涵（かん）養と動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、人と動物の共生する社会の実現を図ることが目的）

※2 ワンヘルス・アプローチ

人、動物、環境の健全性に関する課題に対して、医学・獣医学・環境学・生態学などのなどの関係者が分野横断的に協力し、その解決に向けて取り組むこと。

第3節 各主体の役割と行動

本節では外来種対策の抜本的な強化に向け、各主体がその役割に応じて強みを生かして「実践」するものとして「各主体の役割と行動」を整理する（図15）。

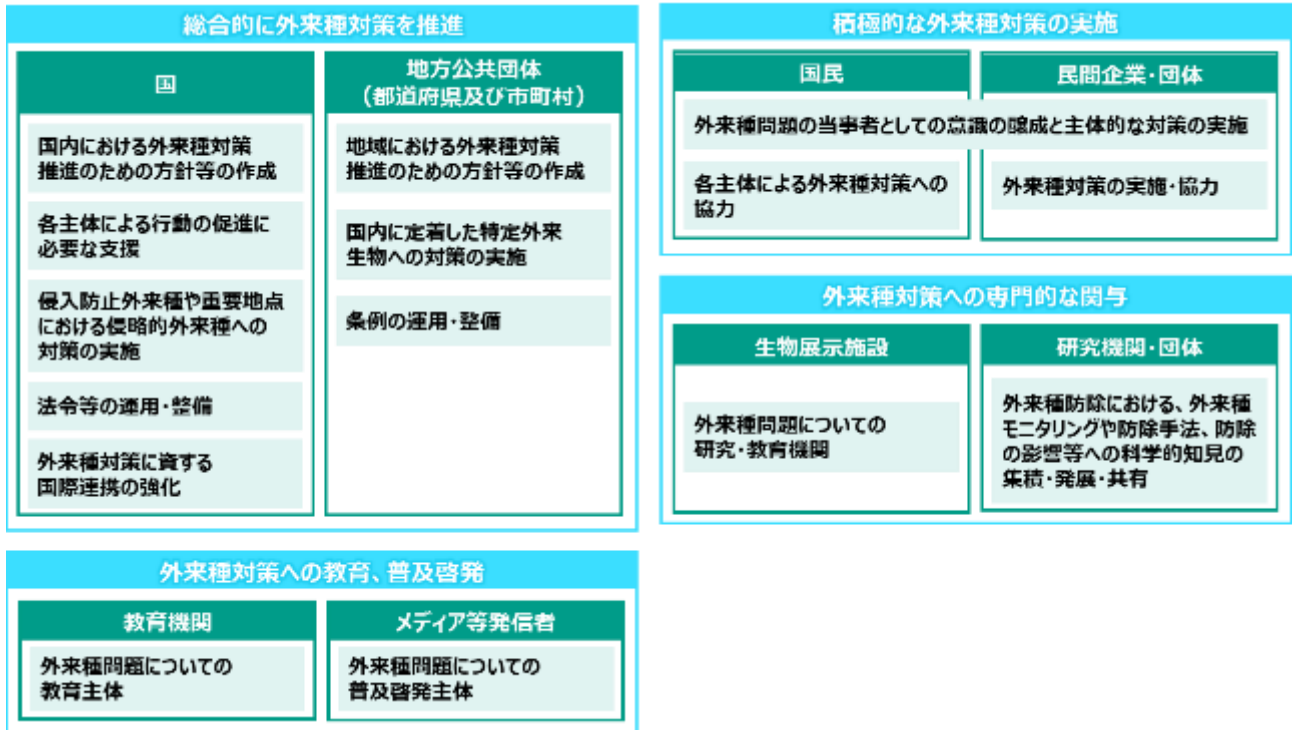


図15 各主体に求められる役割

1 国

（1）求められる役割

①国内における外来種対策推進のための方針等の作成

外来種被害防止のための行動等を示した行動計画や特定外来生物の種ごとの防除指針等に加え、国内外の外来種の侵入・定着、被害発生等の状況を踏まえた生態系被害防止外来種リストの作成・公表を行い、外来種対策の方針や優先的に対応すべき種を他の主体と共有する役割を担う。特に全国的に被害が深刻であり重点的な対策を取るべき種については、全国共通の防除目標や基本的な対策方針を設定する役割が求められる。また、広域分布種については、分布拡大の前線を把握し、その情報を地域と共有するとともに、前線地域における分布拡大阻止に向けた共通する対策のガイドラインを策定する。

②各主体による行動の促進に必要な支援

情報公開や人材・資金の支援等、総合的な取組を通じて各主体による行動の促進に必要な支援を行う役割が求められる。

712

713 ③侵入防止外来種や重要地域における侵略的外来種への対策の実施

714 国内での定着が確認されていない、又は分布が局地的である種について、防除等の必要
715 な対策を行う。

716 世界自然遺産地域やラムサール条約登録湿地など国際的にもその保全を図ることが求め
717 られる地域や、全国的な観点から国立公園等の生物多様性の保全上優先度の高い重要な地
718 域に定着している種に関しても、他の主体の協力も仰ぎながら、防除対策を主体的に実施
719 することが求められる。

720

721 ④ 法令等の運用・整備

722 外来生物法を始めとした外来種に係る関連法令を適切に運用し、必要に応じて整備する。
723 また、外来種対策の主流化・実践に向けて、関連法令や指針等に外来種対策を位置づける
724 役割も求められる。

725

726 ⑤外来種対策に資する国際連携の強化

727 国内の外来種対策に資する国際連携の構築・強化に向け、国際的な動向に関する情報収
728 集、複数国、2 国間等様々な議論の場での協議を重ね、外来種対策における国際的な協働
729 推進や、その決定事項を国内施策に適時反映させることが求められる。



730

731

732

図 16 国の役割、関係図

733 (2) 2030 年までに集中的に実践する行動

734

735 行動 1：対策優先度を踏まえた防除計画の策定に係る行動

736

737 ① 国全体の外来種対策優先度の設定・公表

738 本計画及び新生態系被害防止外来種リストにて 2030 年までの国全体の外来種対策の目
739 的及び目標、種ごとの対策優先度を公表する。

740

741 ②防除指針等の整備

742 ヒアリなどの国内に未定着並びにオオクチバス等の外来魚やアライグマ等の定着した特
743 定外来生物の防除指針やマニュアル等を整備・関係主体に共有するとともに、それらが活
744 用されるよう適宜関係主体へ働きかけを行う。

745

746 ③対策優先度の更新

747 新たに被害をもたらすことが判明した種は、生態系被害防止外来種リストに掲載する。
748 また、法規制が必要な場合には、特定外来生物に指定する。

749

750 ④地域における防除計画策定の支援

751 都道府県による計画立案について、専門的人員・情報、及び資金について事業等により
752 継続的に支援する。

753

754 行動 2：外来種対策の実行に係る行動

755

756 ①地域における侵略的外来種の防除の支援

757 地方公共団体を始め各主体による特定外来生物の防除について、人材面、技術面、情報
758 面、資金面につき必要な支援を実行する。その他、各主体が実施する侵略的外来種の防除
759 に関して、省庁及び部局横断的な対応も含め、法令上必要な手続きについての助言や迅速
760 な処理、所管地の一時的な開放等について、協力する。

761 また、地方支分部局における相談体制の強化等、地方公共団体他各主体による侵略的外
762 来種の防除に係る相談等体制を整える。

763

764 ②水際での侵略的外来種侵入防止

765 空港や港湾における水際での検疫等を行い、侵略的外来種の侵入を防ぐ。

766

767 ③関係主体間の連携促進

768 地方公共団体の対策会議への参加や、地方支分部局主体による関係主体との対策会議の

769 開催等により、複数主体への情報共有や、協議等の場の提供を行う。

770

771 ④侵入防止外来種や重要地域における侵略的外来種への対策

772 要緊急対処特定外来生物を中心とした侵入防止外来種となっている特定外来生物及び重
773 点的に対策を取るべき種として第1章第3節において個別に管理目標を設定した種（以下、
774 「個別目標種」と記載）のうち生態系の保全上特に重要な地域に係るものについて、関係
775 者による協力も仰ぎつつ自ら率先して防除を進め、目標達成状況の把握、防除計画の見直
776 しを行うことで、定着防止又は管理目標の達成事例を蓄積する。

777

778 ⑤法令の運用・整備

779 各主体による特定外来生物の取扱いの際の外来生物法規制の遵守を適切に指導・管理す
780 る。また、各主体による特定外来生物の防除について、法に基づき各主体による防除計画、
781 実態等を適切に把握、管理する。その他、植物防疫法など外来種対策に関連する法令を適
782 切に運用・整備する。

783

784 ⑥地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（以下、「地域生物
785 多様性増進法」とする。）等への外来種対策の組み込み

786 地域生物多様性増進法等に関連する規則や施策の取組において、外来種対策が組み込ま
787 れるよう必要に応じて調整する。

788

789 **行動3：対策に係る普及啓発及び対策主体としての人材育成**

790

791 ①外来種対策の呼びかけの実施

792 本計画及び生態系被害防止外来種リスト、その他関連するマニュアルや計画等について
793 各主体に適切に共有し行動を呼びかける。国民、民間企業・団体等の対策参画に向けては
794 パンフレット等で分かりやすく発信する。

795

796 ②特定外来生物についての普及啓発

797 新規で特定外来生物に指定した種を中心に、関係する主体に対し、多様な媒体による普
798 及啓発の取組を通じて早急な規制遵守、防除への理解を深めていくことを推進する。特に、
799 令和5年6月に条件付特定外来生物に指定されたアカミミガメ及びアメリカザリガニにつ
800 いては、とりわけ飼養個体の放出をしないということを主眼とした普及啓発が必要なもの
801 として、引き続き、動画や教育機関への情報提供等により広く理解醸成を推進していく。

802

803 ③防除についての実務的な参考資料の作成

804 要緊急対処特定外来生物及び個別目標種を中心に、行動2と行動4により得た知見・技

805 術等を生かして対策手法等を整理したマニュアル等を作成し、関係者に共有する。また、
806 民間企業・団体を中心に組織的な外来種対策への関与を促すべく、企業における外来種対
807 策の技術的指針の作成、公表等必要な働きかけを行う。

808

809 ④地域の侵略的外来種の防除における専門人材活用の強化

810 地方環境事務所を中心に、外来種の専門知識や防除に係る専門技能等を有する職員の配
811 置等を通じて、専門人材の活用につながる体制を強化する。

812 また、地域外の専門人材が必要な地方公共団体に対して、全国的なネットワークを生か
813 した専門人材の紹介を行う。専門人材に対しても、本計画に沿った地域単位での戦略的な
814 対策の推進に向けた協力要請を進める。

815

816 **行動４：情報の共有・発信及び調査研究・技術開発の推進**

817

818 ①全国的な特定外来生物の確認状況の整理・公表

819 特定外来生物に関する全国的な確認情報を一元的に整理し、インターネット上に公表す
820 る。

821 また、我が国の生態系等に被害を及ぼす外来種に関する確認情報について、GRIIS 等国
822 際的なデータベースとも連携の上、時点更新を行いながら公表する。

823

824 ②個別目標種を中心とした特設サイトの開設

825 個別目標種を中心に、形態的識別のポイントや防除の手引き等の情報を、各主体が参照
826 する上で分かりやすい形に整理してまとめた特設サイトの開設等を行う。

827

828 ③対策事例の整理・公表

829 民間企業・団体始め多様な主体による外来種対策や、地域単位での戦略的な対策の事例
830 に関して、グッドプラクティス集の作成・公表等、各主体が参照する上で分かりやすい形
831 に整理して発信することで、対策の横展開を図る。

832

833 ⑤ 防除技術開発の支援

834 要緊急対処特定外来生物及び個別目標種を中心に研究機関等における防除技術開発への
835 支援を推進する。また、防除技術の実証等に当たっては、法令上必要な手続きについての
836 助言や迅速な処理等について支援する。

837

838 **行動５：国際貢献、国際連携等に係る行動**

839

840 ①侵略的外来種への対策における国際的な目標や連携体制を踏まえた国内施策の実施

841 生物多様性条約、ワシントン条約、世界遺産条約、ラムサール条約、国際獣疫事務局、
842 国際植物防疫条約、バラスト水規制管理条約といった国際枠組における決定事項や国際目
843 標等を踏まえた外来種対策を実行する。

844

845 ②侵略的外来種対策についての国際的な協働の推進

846 G7 各国、日中韓、ASEAN 各国と、G7 イニシアティブや日中韓環境大臣会合等を通じて、
847 外来種対策に関する積極的な対話を進め、侵略的外来種の状況や経験・対策に係る情報共
848 有、防除技術の情報交換、各国の水際における対策の強化等、外来種対策における国際的
849 な連携・協働を進める。特に侵入・定着防止外来種に関して、対話や情報知見の共有で得
850 られた世界各国や地域で被害を及ぼしている対象種の情報やデータの相互発信や貨物の輸
851 出国における付着等を防止する措置に係る協力の推進等、物品輸送等に関係する主体間の
852 国内外の連携強化を促す。

853

854 ③侵略的外来種についての国際的な情報発信の強化

855 国内の侵略的外来種リスト情報、対策事例や防除技術等について、生物多様性及び生態
856 系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）や IUCN 等の侵略的外来種
857 問題に係る国際ネットワークや諸外国へ情報提供を積極的に行う。

858

859 ④民間企業・団体への国際連携等についての呼びかけの強化

860 その他、民間企業・団体における対策強化に向けて、TNFD 等の国際的な議論の動向を踏
861 まえ、国内における適切な行動喚起につなげるほか、IUCN の侵略的外来種ワースト 100 の
862 掲載種をはじめ、国内に生息・生育する生物のうち海外において被害をもたらす可能性が
863 ある種について意図的、非意図的な持ち出しが生じないよう情報発信による注意喚起等を行
864 う。

865

866 **行動 6：外来種対策を通じた寄生生物・感染症対策に係る行動**

867

868 ①感染症等についての注意喚起の実施

869 外来種及びそれらに随伴する寄生生物や病原体に関して国内外からの情報収集を行う。
870 また、収集した情報に基づき関係主体への注意喚起等を必要に応じて行う。特に、個別種
871 についての対策マニュアル等を作成・公表する場合は、防除の際に感染する可能性のある
872 病原体とその感染予防対策についても記載する。

873

874 ②感染症等予防の観点における外来種対策の重要性の認識

875 衛生分野の政策等に外来種対策の観点を入れ込むよう調整する。

876

877 ③感染症等予防の観点からの外来種対策の強化
878 感染症予防法等の関係法令の規程に基づき、外来生物対策との関連が深い畜産業分野や
879 公衆衛生分野の施策とも連携・調整を図りながら、関係省庁・関係部局が横断的に連携し
880 て感染症リスクが高い外来種の防除を推進する。
881

882 2 地方公共団体（都道府県及び市町村）

883

884 （１）求められる役割

885

886 ①地域における外来種対策推進のための方針等の作成

887 侵略的外来種による地域内の生態系等への被害の防止に向けた総合的な方針・計画の作
888 成、対策の優先順位付け等を行う。

889

890 ②国内に定着した特定外来生物への対策の実施

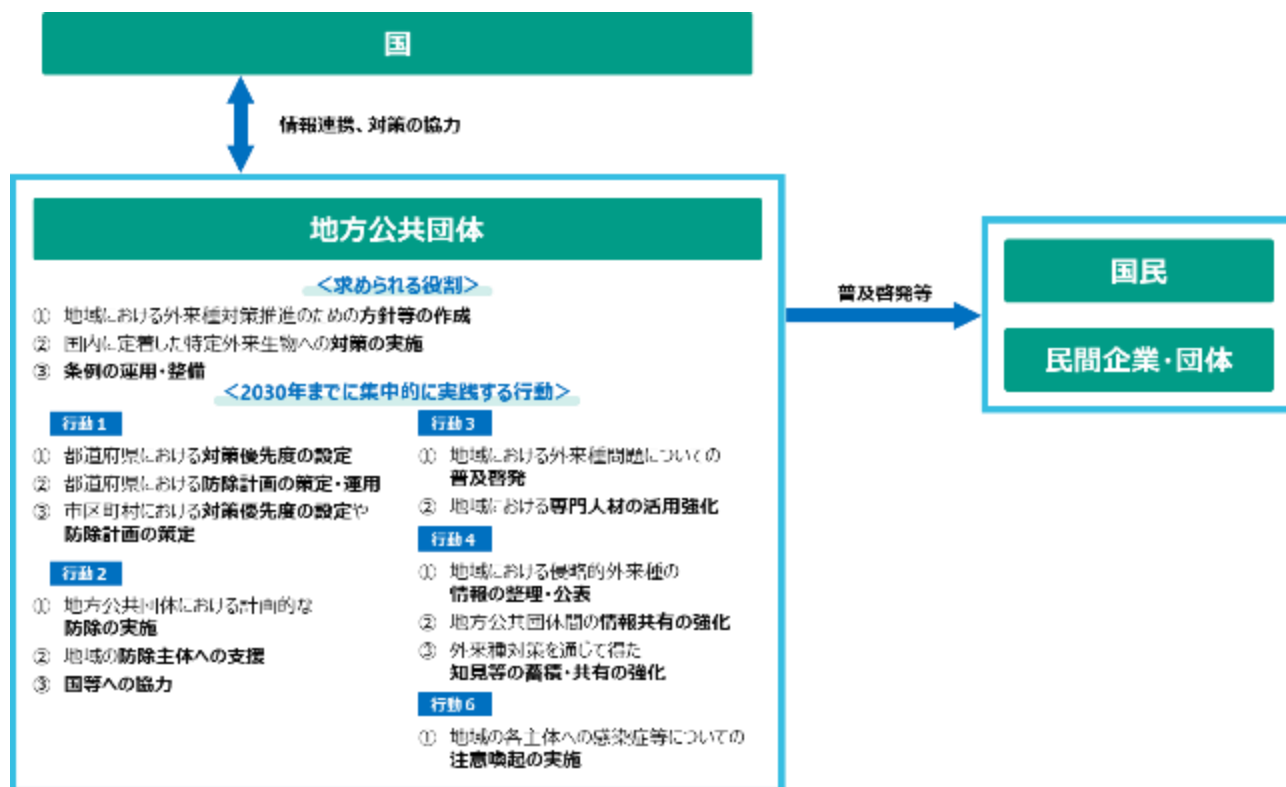
891 都道府県は、外来生物法を踏まえ、国内に定着した特定外来生物について、地域内の他
892 の主体を巻き込みながら防除等の必要な対策を主導する役割を担う。また、市町村につい
893 ては、都道府県の行う防除への協力や市町村における防除の実施を通じて、同様に必要な
894 対策を行うことが求められる。

895 また、国内に定着した特定外来生物以外の侵略的外来種についても、防除等の必要な対
896 策を行う役割が求められる。

897

898 ③条例の運用・整備

899 地域の実情等に鑑み、侵略的外来種対策上の必要性に応じて外来種に係る条例について
900 の整備・運用を行う役割を担う。



901

902

図 17 地方公共団体（都道府県及び市町村）の役割、関係図

903

904 (2) 2030 年までに集中的に実践する行動（国の支援等も活用しながら取り組む。）

905

906 **行動 1：対策優先度を踏まえた防除計画の策定に係る行動**

907

908 ① 都道府県における対策優先度の設定

909 都道府県は、域内の市区町村等と連携して管内における外来種の被害状況等（域内に未
910 侵入であるものの、侵入の恐れが高い侵略的外来種についての情報を含む）を整理し、種
911 ごとの対策優先度を設定する。その上で、関係主体に適切に共有する。

912

913 ②都道府県における防除計画の策定・運用

914 都道府県は、対策を行う種に対して、外来種防除によって達成したい状態・目的やそれ
915 に係るモニタリング指標、目的達成のための区域全体における防除・モニタリングの内容
916 について、各主体と連携・協働して具体的な計画を定め、運用する。また、運用状況に応
917 じた定期的な計画の見直しを行う。

918

919 ③市区町村における対策優先度の設定や防除計画の策定

920 市区町村も、都道府県に準じて、必要に応じて区域内の外来種対策の方向性を定め、対
921 策優先度の設定、防除計画の策定等を行う。

922

923 **行動 2：外来種対策の実行に係る行動**

924

925 ①地方公共団体における計画的な防除の実施

926 都道府県及び市町村は、外来生物法他法令や行動 1 で作成した計画に基づき、外来種対
927 策を行う。また、事業の責任主体として目標達成状況の把握や関係主体の取組状況の把握
928 を行う。

929

930 ②地域の防除主体への支援

931 地域内各主体が行う防除に対し、必要に応じて人員及び資金等の面でそれらを支援する。

932

933 ③国等への協力

934 都道府県及び市町村は、国による各種外来種対策に協力する。また、各主体が実施する
935 外来種防除に関して、部局横断的な対応も含め、条例等による迅速な手続きや所管地の一
936 時的な開放等に協力する。

937

938 **行動 3：対策に係る普及啓発及び対策主体としての人材育成**

939

940 ①地域における外来種問題についての普及啓発

941 都道府県及び市町村は、地域住民、民間企業・団体等に対して地域の自然条件、社会条
942 件等を踏まえた普及啓発を実施し、地域内の対策主体の増加に貢献する。

943

944 ②地域における専門人材の活用強化

945 都道府県及び市町村は、組織内の外来種対策に係る体制の充実化や知見の蓄積のために、
946 組織内でも外来種対策に係る人材の配備を行う、組織外の専門人材との連携を強化する等
947 を行う。

948

949 **行動４：情報の共有・発信及び調査研究・技術開発の推進**

950

951 ①地域における侵略的外来種の情報の整理・公表

952 都道府県及び市町村は、国に準じて侵略的外来種に係る分布等の情報を収集し、分かり
953 やすく公表する。

954

955 ②地方公共団体間の情報共有の強化

956 都道府県及び市町村は、NORNAC（自然系調査研究機関連絡会議）や国の地方支分部局が
957 実施する連絡会議等の地方公共団体間の横断的枠組みを活用し、相互の情報共有及び連携
958 を深める。

959

960 ③外来種対策を通じて得た知見等の蓄積・共有の強化

961 都道府県及び市町村は、防除事業等の外来種対策に係る取組を通じて得た外来種の分布
962 情報や対策結果、防除手法や技術知見等を、国等の行政機関や研究機関等に積極的に共有
963 し、必要に応じて、事業連携を図るなど、外来種対策に係る調査研究や防除技術開発の推
964 進に協力する。

965

966 **行動６：外来種対策を通じた寄生生物・感染症対策に係る行動**

967

968 ①地域の各主体への感染症等についての注意喚起の実施

969 外来種及びそれらに随伴する寄生生物や病原体に関して、国からの注意喚起状況も踏ま
970 え、それが必要となる主体に対して注意喚起等を適宜行う。

971

972 3 国民

973

974 (1) 求められる役割

975

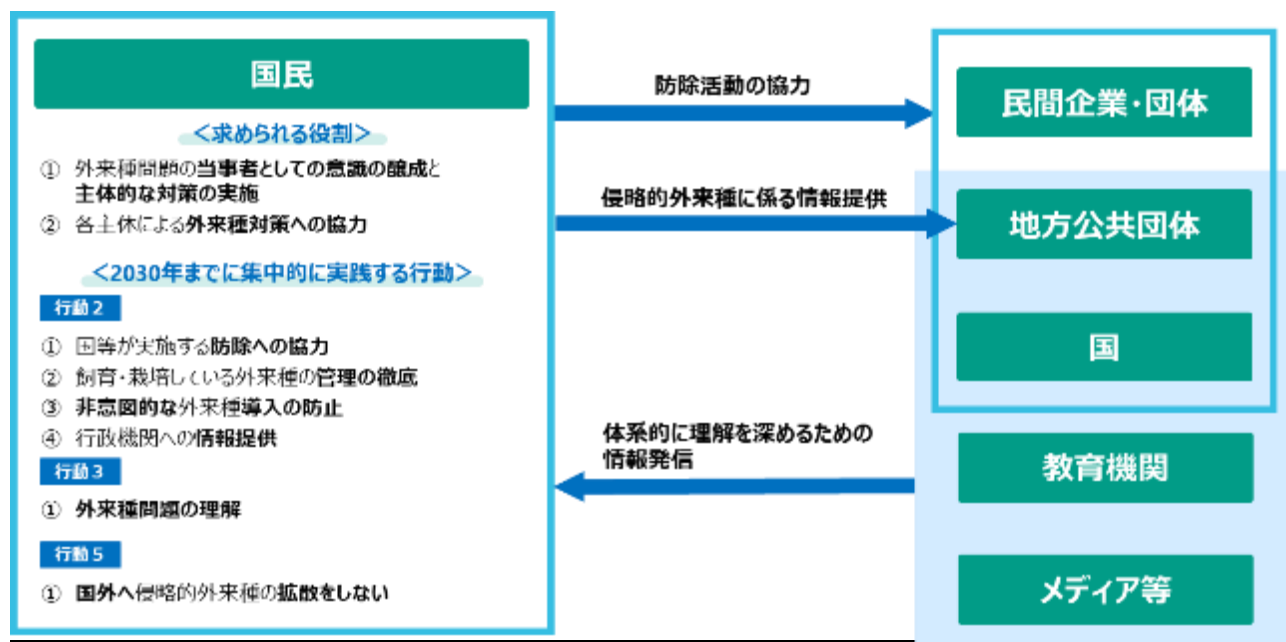
976 ①外来種問題の当事者としての意識の醸成と主体的な対策の実施

977 一人ひとりが外来種問題を正しく認識した上で、当事者となる意識を持ち、日常生活に
978 おいて、侵略的外来種を入れないこと、やむを得ず入れる場合でも被害を及ぼさない範囲
979 内で適切に管理をすること、外来種を拡散させないことなど、外来生物被害予防三原則の
980 徹底が求められる。

981

982 ②各主体による外来種対策への協力

983 身の回りで起こっている外来種問題について理解を深め、他の各主体が行う対策行動に
984 対し必要な協力を行うことが求められる。外来種の早期発見は早期防除につながるため、
985 既に国内に定着している侵略的外来種の他地域への拡大や、国内未定着の侵略的外来種の
986 侵入の早期発見に当たっては、事業活動や日常生活において、国民一人ひとりが監視の目
987 となることも求められる。



988

989

990

991 (2) 2030 年までに集中的に実践する行動

992

993 行動2：外来種対策の実行に係る行動

994

995 ①国等が実施する防除への協力

996 防除イベントに参加する等、国や地方公共団体や民間企業・団体等が行う防除活動に対
997 して必要な協力を実施する。自己の所有地内に侵略的外来種を発見した場合は、周辺の生
998 態系等に被害を及ぼすおそれがあるため、安全性を確認した上で、必要に応じて確認情報
999 を地方公共団体へ提供するとともに、防除等の実施に際し参加協力を努める。

1000

1001 ② 飼育・栽培している外来種の管理の徹底

1002 飼育・栽培している外来種については、原則、逸出防止策を施した適切な環境下で終生
1003 飼育・栽培をする。仮にどうしても飼育・栽培が継続できなくなった場合でも、適切な方
1004 法での処分や、責任を持って飼育・栽培ができる他者への譲渡しを行うことにより、野外
1005 への放出は行わない。新たに外来種を飼育・栽培しようとする場合には、適切な環境下で
1006 の終生飼育・栽培が可能なかを検討の上、可能な場合のみ飼育・栽培を開始する。

1007

1008 ③非意図的な外来種導入の防止

1009 登山やハイキング等において、生態系の保全上重要な地域に立入りをする場合、服の付
1010 着物や靴底の泥を事前に落としてから立入りをすることで、域内への外来植物の種子の導
1011 入を防ぐ等、非意図的な外来種導入の予防に特に配慮する。

1012

1013 ④行政機関への情報提供

1014 普段は目にしないような特定外来生物又は特定外来生物と思わしきものを確認した場合
1015 には、速やかに関係行政機関に情報提供をする。

1016

1017 行動 3：対策に係る普及啓発及び対策主体としての人材育成

1018

1019 ①外来種問題の理解

1020 国、地方公共団体、教育機関、メディア等からの情報も踏まえ、体系的な理解を深める。
1021 さらに、個人又は地域コミュニティ単位で、行政等が公表している外来種についての普及
1022 啓発媒体を閲覧する、講演会等に参加する、生活拠点周辺にどのような生きものがいるか
1023 調べ、そのうち何が外来種かを調べる等、外来種の脅威と防除の必要性、外来生物法の内
1024 容等、外来種問題への理解を進める。

1025

1026 行動 5：国際貢献、国際連携等に係る行動

1027

1028 ① 国外へ侵略的外来種の拡散をしない

1029 IUCN が公表している世界の侵略的外来種ワースト 100 などを参考に、国内の生物のうち
1030 諸外国において被害をもたらす可能性がある種を、出国に当たり意図的、非意図的に持ち
1031 出さないように注意する。また、諸外国の生物のうち国内において被害をもたらす可能性

1032 がある種を、入国に当たり意図的、非意図的に持ち込まないように注意する。
1033

1034 4 民間企業・団体

1035

1036 (1) 求められる役割

1037

1038 ①外来種問題の当事者としての意識の醸成と主体的な対策の実施

1039 全主体の共通の行動を、組織として確実に取っていく。とりわけ、外来種を直接扱う事
1040 業や、運搬業等非意図的な外来種の導入を引き起こしやすい事業については、当該活動自
1041 体が外来種の導入・拡散の原因となりうるため、そのリスクを十分に整理・理解した上で、
1042 侵略的外来種による被害を生じさせないよう重点的な対策行動が求められる。

1043 また、TNFD の評価項目に侵略的外来種が組み込まれる等、事業活動における侵略的外来
1044 種との関わりの程度を示すとともに、その防除に取り組むことが求められることとなっ
1045 きた。そのため、これまで外来種と直接的又は間接的関与があるにも関わらず対策をしな
1046 かった民間企業・団体においても、所有する土地における防除の実施から始めるなど、防
1047 除等に貢献していくことが、事業継続性の評価につながり、ひいては資金面・人材面の充
1048 実にもつながる可能性がある。

1049 NGO・NPO 等で既に外来種対策に取り組んでいる民間団体については、これまでと同様、
1050 地域又は全国における実践者として、引き続き防除において重要な役割を担う。また、地
1051 域の土地利用や環境保全活動においても中心的な役割を担っていくことが求められる。

1052

1053 ②外来種対策の実施・協力

1054 事業活動における外来種への直接的又は間接的関与の有無に関わらず、生物多様性や自
1055 然環境に配慮した多数の行動・手段として「外来種対策」が存在することを認識し、自ら
1056 防除を実施する、又は他の主体が行う対策行動に人材面、資金面等で協力することが求め
1057 られる。

1058 外来種に係る調査研究・技術開発、防除など外来種に直接的に関わる民間企業・団体に
1059 においては、多様な防除主体との共同での防除実施や情報共有等の連携を進めることで、防
1060 除の効率化や新規防除技術の実証を行うことが今後ますます求められる。

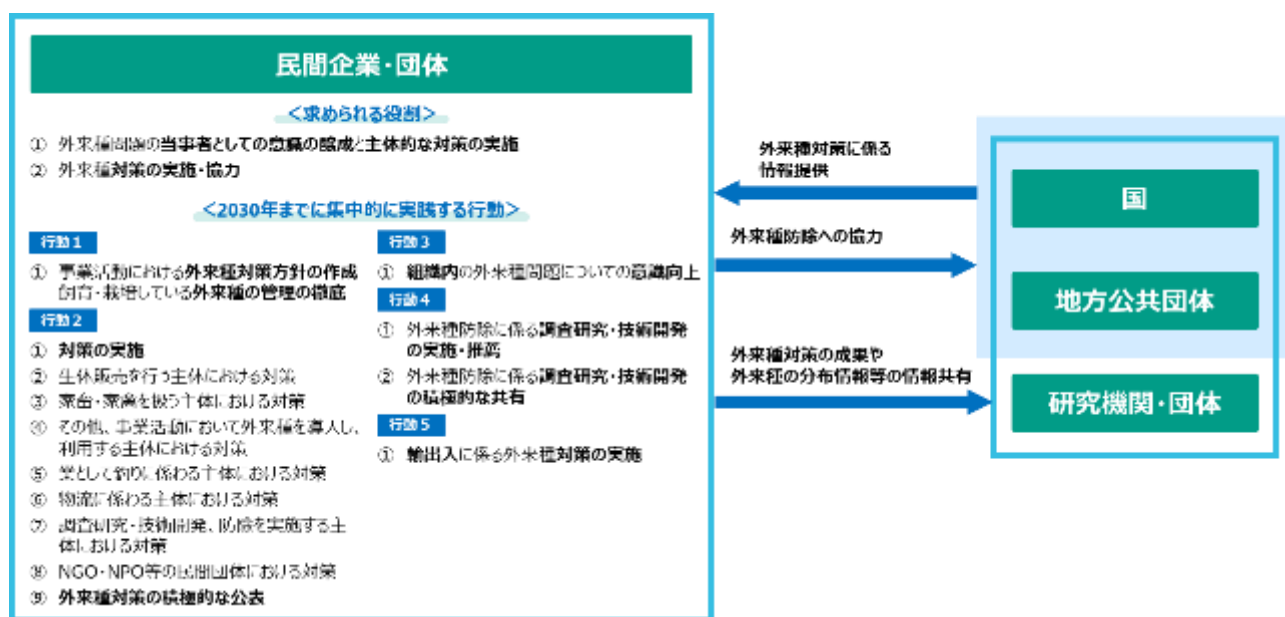


図 19 民間企業・団体の役割、関係図

(2) 2030 年までに集中的に実践する行動

行動 1：対策優先度を踏まえた防除計画の策定に係る行動

①事業活動における外来種対策方針の作成

国及び地方公共団体が作成する計画やリスト等も参考にしつつ、一連の事業活動における外来種との関与状況を把握する。その上で、実施可能な対策を把握し、対処方針を策定する。外来種による被害が発生した場合には、原因を究明するとともに、再発防止の考え方や具体的な対策に対処方針に反映する。

行動 2：外来種対策の実行に係る行動

①対策の実施

行動 1 で整理した実施可能な対策について、組織内で浸透させ、組織全体での対策能力の構築・向上を図りながら、国及び地方公共団体、研究機関・団体等が作成・発信する外来種対策に係る情報も踏まえつつ、着手する。自らの事業活動によって外来種被害が生じた場合、原因者負担の原則に基づき、責任を持って防除を行い被害の速やかな収束を図る。

②生体販売を行う主体における対策

愛玩用や観賞用の生体流通・小売を行う主体は、自らが適切な環境下で管理をするのみならず、販売元や販売先にも、販売時に説明を行う、注意喚起のチラシを同梱するなど、

1085 逸出がないよう厳重に管理する、野外放出を絶対に行わない等の責任を持った取扱いを呼
1086 びかける。在来種を扱う場合でも、国内外来種や遺伝的かく乱の問題が生じないよう、同
1087 様に責任を持った取扱いを呼びかける。

1088

1089 ③家畜・家禽を扱う主体における対策

1090 畜産業者等、家畜・家禽を扱う主体は、扱う種が逸出すれば侵略的外来種になる恐れも
1091 あることから、逸出が生じないよう対策を行った適切な環境下で管理を行う。

1092

1093 ④その他、事業活動において外来種を導入し、利用する主体における対策

1094 農林水産業、建設・建築業、製菓、アニマルカフェ等、事業活動において外来種を導入
1095 し、利用する主体は、種の特性や被害発生機序、既存の知見を生かして、屋内・野外の
1096 飼育施設等管理された区域で利用するものについては逸出防止策を、野外で利用するもの
1097 については影響評価の方針等含む利用計画に準じた利用を徹底する。特に野外で大量に利
1098 用する種については、利用前に種の特性並びに利用予定箇所及びその周辺の生態系等の状
1099 況等を正確に把握の上、適切な利用量、利用範囲を定め、利用中や利用終了後も周辺環境
1100 への影響発生の有無等について定期的なモニタリングを行う。

1101 侵略的外来種については原則利用を行わないようにし、在来種（利用地域における系統
1102 と同系統のもの）による代替を検討する。また、生態系被害防止外来種リストを始め公的
1103 機関が提供する外来種の侵略性を整理した情報や、研究機関・学術団体が発出する技術的
1104 指針等も参考に、管理方法、利用する種、利用範囲、数量等の見直しを含む利用手段の改
1105 善を重ねる。事業を停止又は廃止する場合には、適切な方法での処分により、野外への放
1106 出や拡散を防止する。

1107

1108 ⑥業として釣りに係わる主体における対策

1109 業として釣りに係わる主体は、リストに基づく産業管理外来種を利用する場合には逸出
1110 させない等、適切な管理を徹底するとともに、それ以外の侵略的外来種については原則と
1111 して導入しない。また、外来種問題や侵略的外来種の放流・移動を行わない等適切な扱い
1112 について普及啓発を行う。

1113

1114 ⑥物流に係わる主体における対策

1115 運輸業、物流業及び運輸・物流の過程を含む事業を行う主体は、非意図的にでも外来種
1116 の拡散に関与してしまう可能性があること意識の上、輸送機器に係る定期的な点検、サプラ
1117 イチェーン全体での対策状況確認、外来種発見時の対応フローの策定等を通じて、組織内
1118 外で連携した防除体制を構築し、拡散の未然防止及び拡散初期の初期防除の実現に取り組
1119 む。

1120

- 1121 ⑦調査研究・技術開発、防除を実施する主体における対策
1122 外来種に係る調査研究・技術開発、防除を実施する主体は、外来種を扱うにあたり逸出
1123 や非意図的な拡散を発生させないよう、事前にリスクを想定した上で厳重な取扱いを徹底
1124 する。
- 1125
1126 ⑧NGO・NPO等の民間団体における対策
1127 外来種防除を行っているNGO・NPO等の民間団体については、本計画を参考に、多様な主
1128 体と連携して、活動や支援を行い、情報共有を進めることにより、より効果的、効率的な
1129 防除を実践する。
- 1130
1131 ⑨外来種対策の積極的な公表
1132 企業活動が自然資本及び生物多様性に及ぼすリスクと機会を分析し公表することは、企
1133 業価値の向上につながることから、積極的に対応することが望ましい。また、対策の成果
1134 は適切に公表・発信し、組織価値の向上に努める。また、必要に応じて民間企業・団体間
1135 で連携して対策に取り組み、業界内ひいては社会全体で外来種対策に取り組む動きの形成
1136 に貢献する。
- 1137
1138 **行動3：対策に係る普及啓発及び対策主体としての人材育成**
1139
- 1140 ①組織内の外来種問題についての意識向上
1141 研修・勉強会を開催する等、組織内人材の外来種問題に対する意識を向上させる。
- 1142
1143 **行動4：情報の共有・発信及び調査研究・技術開発の推進**
1144
- 1145 ①外来種防除に係る調査研究・技術開発の実施・推薦
1146 外来種防除に係る調査研究・技術開発等に携わる民間企業・団体は、最新の科学的技術
1147 も活用しながら、引き続きそれらを進める。特に技術開発については、現場での効率的な
1148 防除につながるような技術の実用化・進化を目指す。その過程で、積極的に他の主体との
1149 連携や、知見・技術の共有に努める。
- 1150
1151 ②外来種防除に係る調査研究・技術開発の積極的な共有
1152 外来種の防除に携わる民間企業・団体等は、その事業活動を通じて得られた成果や外来
1153 種の分布情報等を行政機関や研究機関に積極的に共有する。
- 1154
1155 **行動5：国際貢献、国際連携等に係る行動**
1156

1157 ①輸出入に係る外来種対策の実施

1158 海外との運輸・物流に係る民間企業・団体等は、侵入・定着防止外来種等を国内に導入
1159 しないよう、一連の運輸・物流過程において対策設備を装備する等予防策を強化する。

1160

1161 5 研究機関・団体

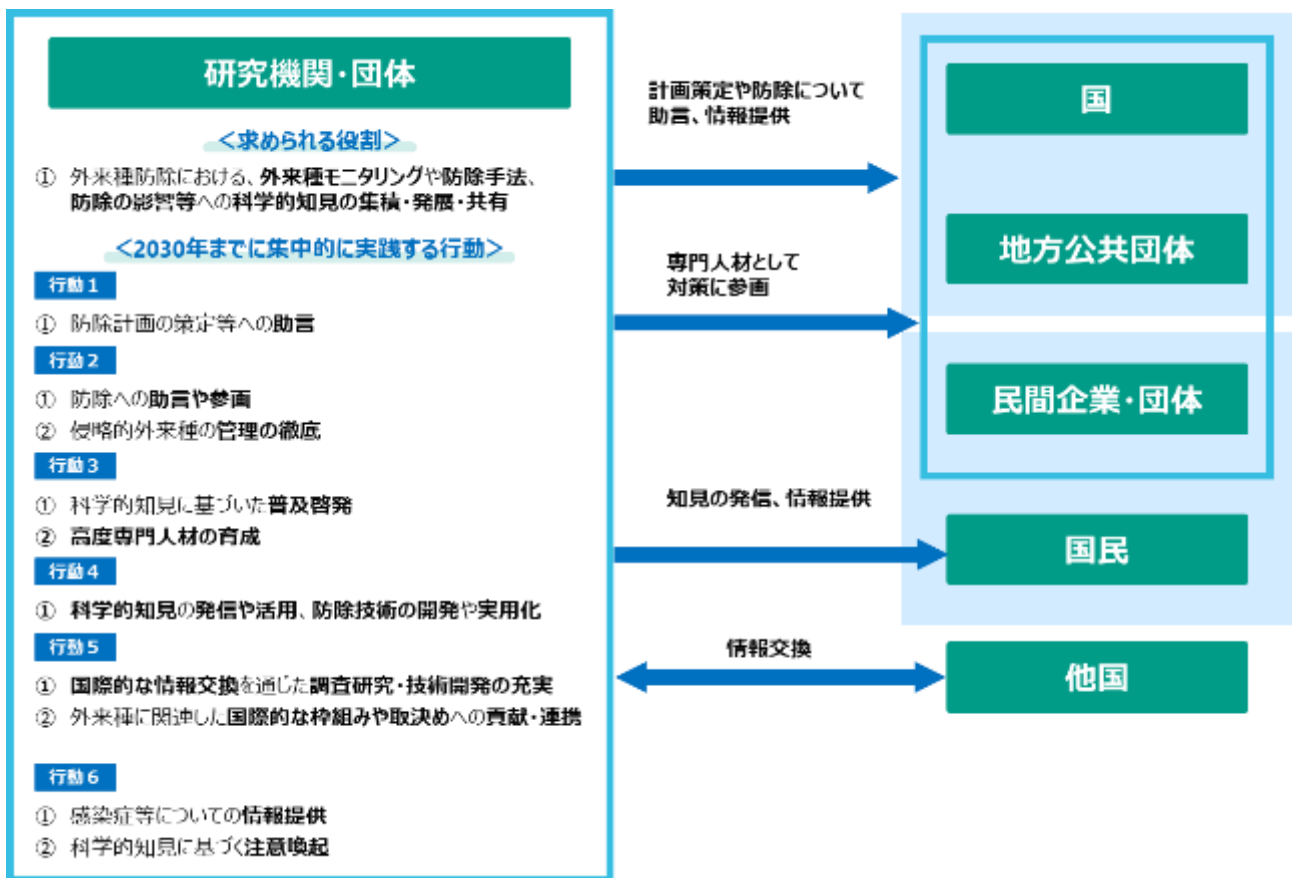
1162

1163 (1) 求められる役割

1164

1165 ①外来種防除における、外来種モニタリングや防除手法、防除の影響等への科学的知見の
1166 集積・発展・共有

1167 国内の外来種対策においてこれまでの研究機関・団体による貢献度は高く、個々の外来
1168 種に係る基礎的な研究から、防除のための技術開発まで多面的に活躍してきた。生物多様
1169 性保全に資する外来種対策の強化に向けては、その具体的な意思決定に文献、情報、先端
1170 技術等を有効活用することの重要性が国内外で指摘されており、引き続き外来種防除に資
1171 する研究や技術開発を行うことが求められる他、防除現場における新規技術の実証・導入
1172 など、今後は外来種対策を担う主体との更なる連携が求められる。直近の対策強化に向け
1173 ては、これまでに集積した知見や技術について広くわかりやすく発信するだけでなく、外
1174 来種対策には、科学的知見を踏まえて公的機関による計画作成やその他の主体が取り組む
1175 防除に専門的な人材として現実的な助言をする等、防除主体との協働が望まれる。加えて
1176 外来種対策についての高度専門人材の育成を担う観点から、6. 教育機関としての役割も
1177 求められる。



1178

1179

図 20 研究機関・団体の役割、関係図 ※挿入予定

1180
1181 (2) 2030 年までに集中的に実践する行動

1182
1183 行動 1 : 対策優先度を踏まえた防除計画の策定に係る行動

1184
1185 ①防除計画の策定等への助言

1186 国や地方公共団体による対策優先度の設定や防除計画の策定に際して、科学的知見も踏
1187 まえ助言を行う。

1188
1189 行動 2 : 外来種対策の実行

1190
1191 ①防除への助言や参画

1192 高度専門人材として、国、地方公共団体、民間企業・団体等が行う防除やモニタリン
1193 グ、普及啓発等の対策に積極的に助言や参画を行う。

1194
1195 ②侵略的外来種の管理の徹底

1196 研究活動において侵略的外来種を扱う場合には、逸出をさせないように厳重に管理する。
1197 また、侵略的外来種による被害が発生した場合には、責任を持って防除を行い被害の速や
1198 かな収束を図る。

1199
1200 行動 3 : 対策に係る普及啓発及び対策主体としての人材育成

1201
1202 ①科学的知見に基づいた普及啓発

1203 これまでに集積した知見に基づき、外来種問題や外来種対策について、国民をはじめと
1204 した各主体に分かりやすく継続的に発信する。

1205
1206 ②高度専門人材の育成

1207 調査研究・技術開発等を通じて、外来種対策についての高度専門人材を育成する。

1208
1209 行動 4 : 情報の共有・発信及び調査研究・技術開発の推進

1210
1211 ①科学的知見の発信や活用、防除技術の開発や実用化

1212 学術団体等が整理した対策に係る技術的指針等について防除主体への情報提供を行い、
1213 積極的な活用を推進する。引き続き外来種の分類、生態等に係る基礎的な研究に加えて、
1214 一連の防除活動に係る技術開発及び実用化を推進する。とりわけ対策の意思決定に資する
1215 現状把握や評価のための方策、侵入・定着防止外来種及び防除推進外来種の防除の簡便

1216 化・効率化につながる技術の開発・改良は継続的に重要な課題であり、これらについて、
1217 公的機関からの支援も活用の上、推進する。防除した外来種処分や利活用の技術も同様に
1218 推進する。

1219

1220 行動 5：国際貢献、国際連携等に係る行動

1221

1222 ①国際的な情報交換を通じた調査研究・技術開発の充実

1223 調査研究に際し、外来種問題が国際的な野生生物の移動に起因することを踏まえ、外国
1224 政府機関、海外の専門家及び民間団体との情報交換を進める。

1225

1226 ②外来種に関連した国際的な枠組みや取決めへの貢献・連携

1227 調査研究や技術開発により蓄積した科学的知見を、IPBES作業部会への参画等を通じた
1228 情報提供や、GRIIS等の国際的なデータベースへの外来種データの登録に協力する。

1229

1230 行動 6：外来種対策を通じた寄生生物・感染症対策に係る行動

1231

1232 ①感染症等についての情報提供

1233 外来種及びそれらに随伴する寄生生物や病原体に関して、分野横断的研究等も踏まえ知
1234 見・研究を蓄積し、国や地方公共団体、国民に情報提供を行う。

1235

1236 ②科学的知見に基づく注意喚起

1237 外来種及びそれらに随伴する寄生生物や病原体に関して、国や地方公共団体からの注意
1238 喚起状況も踏まえ、科学的知見に基づく注意喚起等を適宜行う。

1239

1240 6 教育機関

1241

1242 (1) 求められる役割

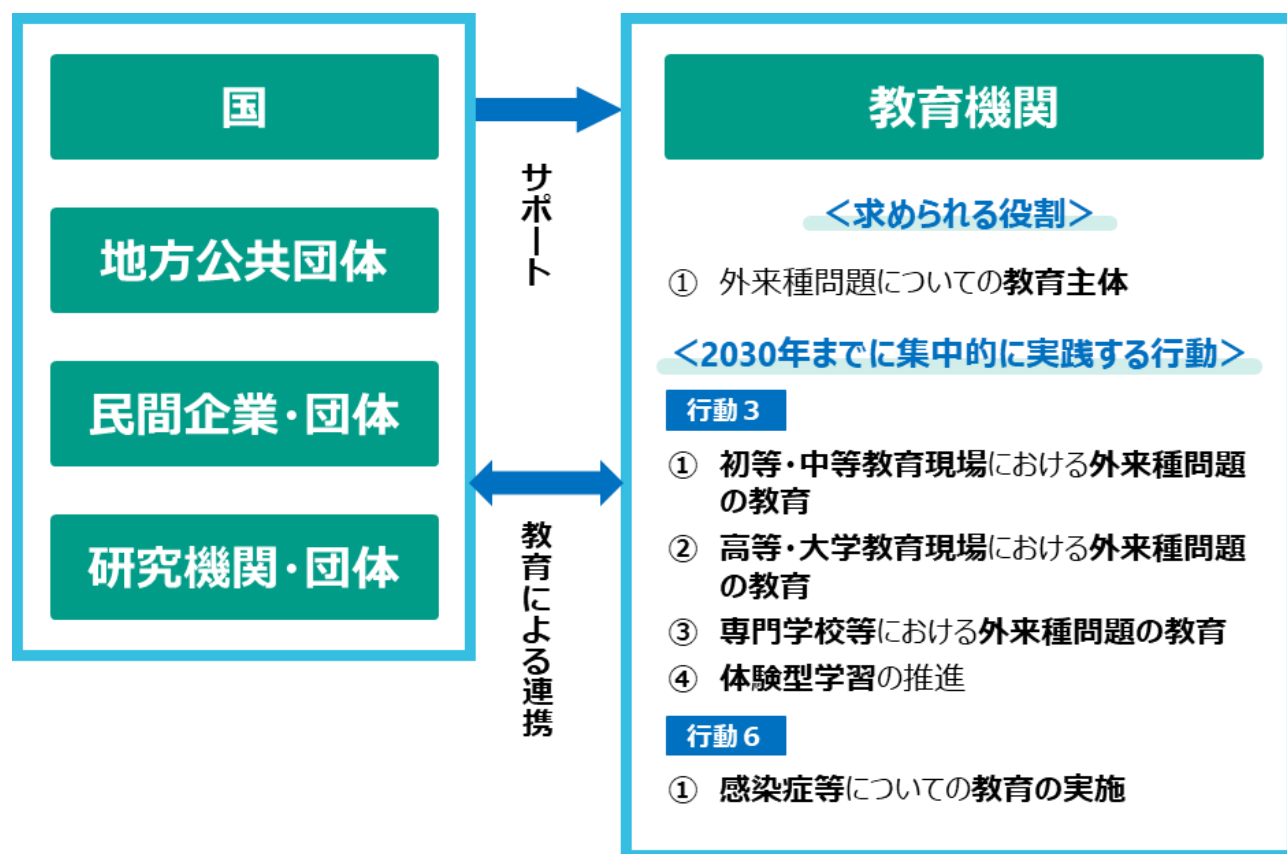
1243

1244 ① 外来種問題についての教育主体

1245 外来種対策の強化に向けては、全ての主体の外来種問題への理解醸成及び対策実施の促
1246 進が求められており、その実現に当たって教育機関は極めて重要な役割を担う。そのため
1247 に、様々な機会を通じて発達段階に応じた環境教育を行い、その中で外来種問題について
1248 も適切に教育を行うことが求められる。

1249 なお、これらの役割は、学校や社会教育施設の現場のみならず、国、地方公共団体、民
1250 間企業・団体、研究機関等も、職員・従業員研修や専門人材の育成、イベントの開催等を
1251 通じて担うことができる。教職員の負担を軽減する観点からも、他の主体が、学校教育に

1252 おいて外来種対策に関する専門知識を提供する等の協力を行うなどの連携を行うこと、ま
 1253 た 8. メディア等発信者にて整理した広く社会に対する広報・教育に係る行動のあり方も
 1254 踏まえつつ、社会全体で相互学習の機会を創出していくことが重要となる。



1255
 1256 図 21 教育機関の役割、関係図

1257
 1258 （2）2030 年までに集中的に実践する行動

1259
 1260 行動 3：対策に係る普及啓発及び対策主体としての人材育成

1261
 1262 ① 初等・中等教育における外来種問題の教育

1263 初等・中等教育では、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養い、環境教育
 1264 の一環として、外来種についての学習を行うことで、児童・生徒が対策の必要性を理解
 1265 し、適切な行動がとれる状態となることを目指す。

1266
 1267 ② 高等教育における外来種問題の教育

1268 高等教育では、外来種問題に係る科学的・学問的な探求を通じて、生物多様性の意義や
 1269 その保全の重要性、生物多様性等に悪影響を及ぼす主要因の一つとしての外来種、防除の
 1270 必要性、防除に伴う捕獲個体の殺処分についての考え方等について、より高度かつ発展的

1271 に外来種問題を理解している状態となることを目指す。
1272 大学では、外来種防除に関する専門の知識を持った研究者や技術者を育成する教育・育
1273 成プログラムの開発と実施体制の整備を図る。専門学校等では、外来種問題に係る科学
1274 的・学問的な教育を通じて外来種問題の理解を深めるほか、参加者の安全性や外来種の拡
1275 散防止に配慮した外来種防除体験の実施・防除現場見学等を積極的に行うことで、より実
1276 践的な外来種防除や外来種防除の現場について学ぶ機会を提供する。

1277

1278 ③ 体験型学習の推進

1279 いずれの教育現場においても、学校教育や市民講座等の利用を通じて、外来種対策の実
1280 施主体による講座、参加者の安全性や外来種の拡散防止に配慮した外来種防除体験の実
1281 施・防除現場見学等を行うなど、実践的な外来種防除や外来種防除の現場について学ぶ機
1282 会を提供する。また、いずれの現場でも、模型や標本等を用いた体験的な学習を可能な範
1283 囲で実施する。アメリカザリガニやアカミミガメ等の国民に身近な特定外来生物に関する
1284 環境省作成の教材を適宜活用する。

1285

1286 行動6：外来種対策を通じた寄生生物・感染症対策に係る行動

1287

1288 ①感染症等についての教育の実施

1289 外来種及びそれらに随伴する寄生生物や病原体に関して、国や地方公共団体からの注意
1290 喚起状況も踏まえた教育を行う。

1291

1292
1293
1294
1295
1296
1297
1298
1299
1300
1301
1302
1303

1304
1305
1306
1307
1308
1309
1310

7 生物展示施設（動物園、水族館、植物園等）

（1）求められる役割

①外来種問題についての研究・教育機関

生物展示施設は、5. 研究機関・団体及び6. 教育機関としての多面的な役割を持ち、生物多様性保全等に資する国内外の外来種対策の総合的な推進の重要な一翼を担う。なお、生物展示施設には民間の動植物園等4. 民間企業・団体に属する施設も含まれる。

また、動植物を扱って普及啓発する機関として、外来種の飼育・飼養等の方法を始めた外来種との関わり方が他の主体の模範となるよう期待されている。生物展示施設は多くの外来種を管理しており、新たな侵入源ともなり得る。管理動植物の逸出は厳に防止すべきであるとともに、適正管理の徹底が強く求められる。

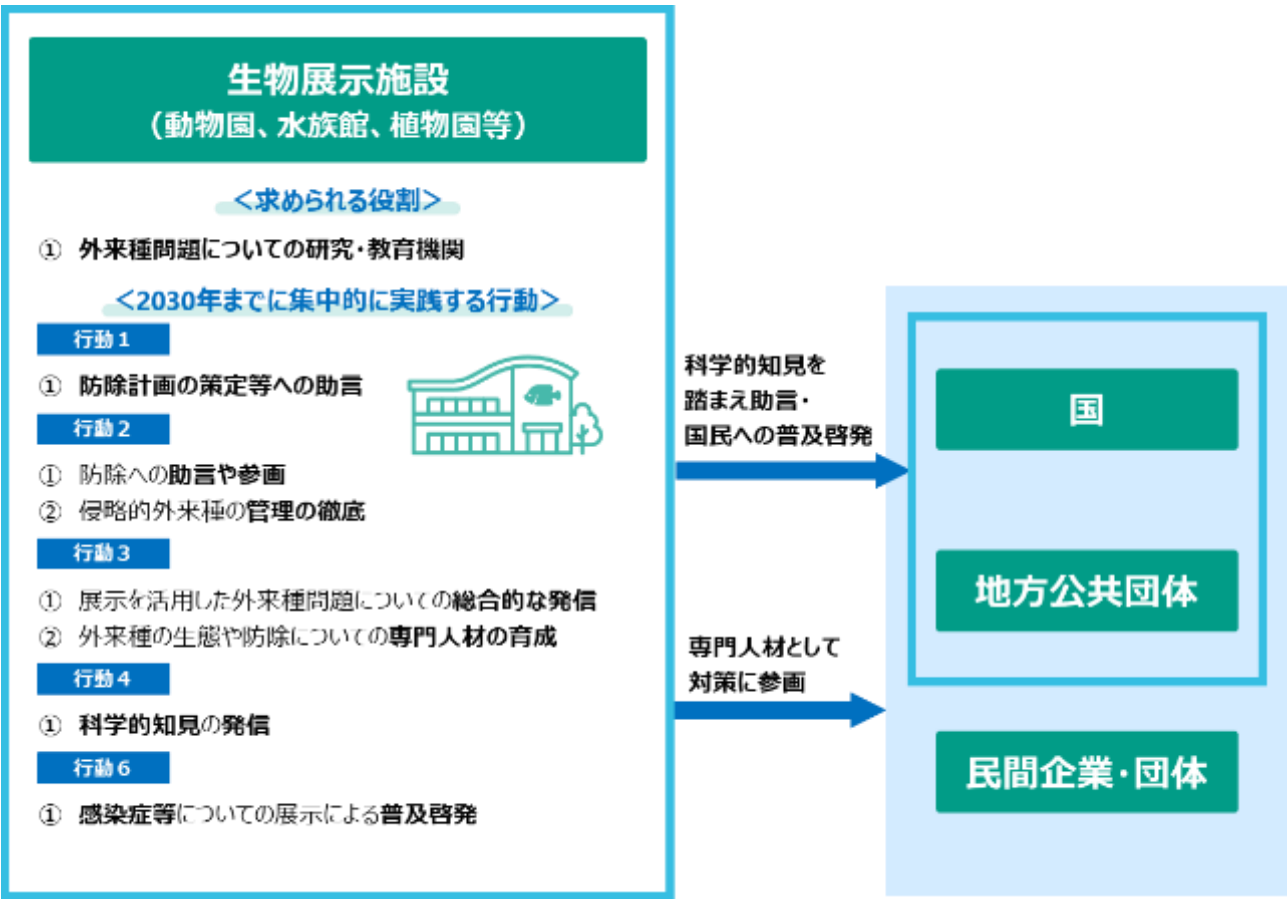


図 22 生物展示施設（動物園、水族館、植物園等）の役割、関係図

（2）2030 年までに集中的に実践する行動

行動 1：対策優先度を踏まえた防除計画の策定に係る行動

1311 ①防除計画の策定等への助言
1312 国や地方公共団体による対策優先度の設定や防除計画の策定について、必要に応じて科
1313 学的知見を踏まえ助言を行う。
1314
1315 **行動 2：外来種対策の実行**
1316
1317 ①防除への助言や参画
1318 専門人材として、国、地方公共団体、民間企業・団体等が行う外来種対策への助言・参
1319 画を行う。また、防除手法の検討に係る研究への協力や種の同定等の専門的な助言を、各
1320 機関の専門性も生かしつつ積極的に行う。
1321
1322 ②侵略的外来種の管理の徹底
1323 展示において侵略的外来種を扱う場合には、適正管理の普及啓発も兼ねて、逸出をさせ
1324 ないよう特に厳重に管理する。また、侵略的外来種による被害が発生した場合には、責任
1325 を持って防除を行い被害の速やかな収束を図る。
1326
1327 **行動 3：対策に係る普及啓発及び対策主体としての人材育成**
1328
1329 ①展示を活用した外来種問題についての総合的な発信
1330 これまでに集積した知見について継続的に発信する。施設を訪れた者に対しては、単に
1331 外来種の生態展示を行うのみならず、外来種による被害発生の背景や仕組み、対策の必要
1332 性といった外来種対策への理解の深化に向けた体系的な知識を提供するとともに、外来種
1333 を含めた生命の尊さや外来種対策の必要性、生物多様性の保全の重要性を発信する。
1334
1335 ②外来種の生態や防除についての専門人材の育成
1336 外来種の展示に係る飼養や普及啓発、調査研究等を通じて、外来種の生態や防除につい
1337 ての専門人材の育成を行う。
1338
1339 **行動 4：情報の共有・発信及び調査研究・技術開発の推進**
1340
1341 ①科学的知見の発信
1342 外来種の飼育・栽培や生態研究を通じて、外来種の生態等に係る基礎的な知見の収集を
1343 行い、積極的に発信・防除主体に共有する。
1344
1345 **行動 6：外来種対策を通じた寄生生物・感染症対策に係る行動**
1346

1347 ①感染症等についての展示による普及啓発

1348 外来種及びそれらに随伴する寄生生物や病原体に関して、国や地方公共団体からの注意
1349 喚起状況も踏まえ、施設等における分かりやすい展示を行う。また、特にふれあい施設に
1350 おいては、これらの感染症について厳に留意し適切に管理する必要がある。

1351

1352 8 メディア等発信者

1353

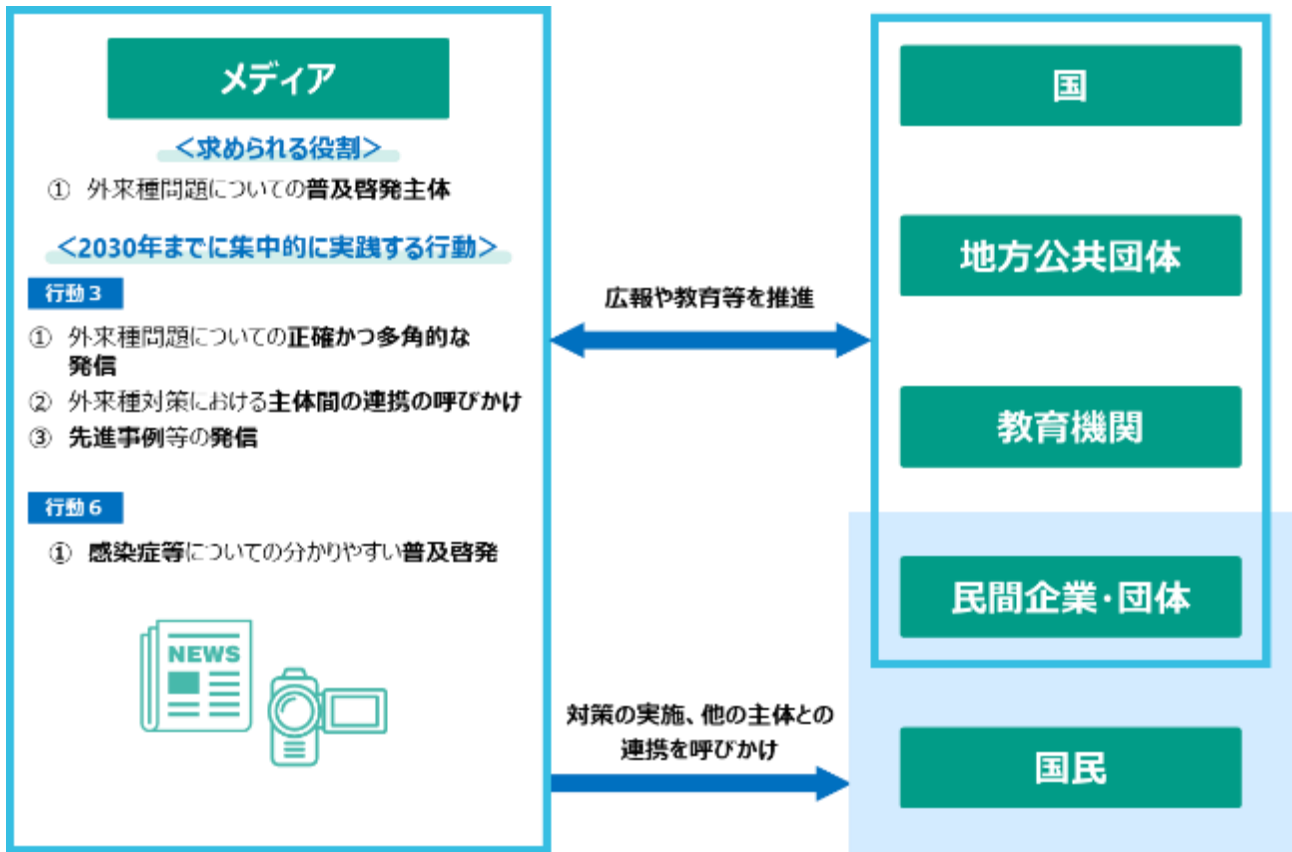
1354 (1) 求められる役割

1355

1356 ①外来種問題についての普及啓発主体

1357 教育機関と並び、外来種問題の普及啓発に大きな影響力を持つ主体として、その社会的
1358 責任を意識し、外来種問題を分かりやすく、正確に、また多角的に発信し、全主体の外来
1359 種問題への理解深化や対策実践を促進していくことが求められる。

1360 特に、情報の発信媒体が多様化し、各主体が容易に情報収集できるようになった昨今、
1361 他の主体に適切な行動を促すため、各主体の対策への総合的な理解を手助けすることが求
1362 められる。



1363

1364 図 23 メディア等発信者の役割、関係図

1365

1366 (2) 2030 年までに集中的に実践する行動

1367

1368 行動3：対策に係る普及啓発及び対策主体としての人材育成

1369

1370 ①外来種問題についての正確かつ多角的な発信

1371 外来種問題や対策の必要性、外来種に係る知見や対策事例等について正確かつ多角的に
1372 発信を行う。具体的には、必要に応じて行政機関や民間企業・団体、教育機関等と連携し
1373 た広報や教育等を推進する、地域の生態系に配慮した外来種対策の必要性を発進する、単
1374 に外来種や対策現場を紹介するのみならず、生物多様性の保全、農林水産業の健全な発展、
1375 生活安全性の向上等の対策の最終目的を強調する、併せて外来生物法他法令の遵守を呼び
1376 かける等を行う。

1377

1378 ②外来種対策における主体間の連携の呼びかけ

1379 広く国民及び民間企業・団体等に対策の実施や他の主体との連携を呼びかける。

1380

1381 ③先進事例等の発信

1382 国内外の先進的及び模範的な取組の発掘・適切な発信を行う。

1383

1384 **行動6：外来種対策を通じた寄生生物・感染症対策に係る行動**

1385

1386 ①感染症等についての正確かつ分かりやすい情報発信

1387 外来種及びそれらに随伴する寄生生物や病原体に関して、国や地方公共団体からの注意
1388 喚起状況も踏まえ、正確かつ分かりやすい情報発信を行う。

1389

1390 第3章 実施状況の点検と見直し

1391

1392 本計画の計画期間が2025年度～2030年度であることを踏まえ、2027度をめどに指標の
1393 中間測定を行うとともに、2029年度時点での指標の測定と目標達成状況の評価を踏まえて、
1394 2030年度以降計画の改訂を行う。測定する指標は以下のとおりとし、目標の達成状況は指
1395 標を含めて総合的に判断する。

1396

1397 (1) 定着していない外来種の定着予防に係る指標

1398

1399 ①国単位で計測

1400 a. 「侵入・定着防止外来種」のうち特定外来生物等の定着数

1401 ※2030年時点で「0」を目指す。

1402 b. 「侵入・定着防止外来種」のうち特定外来生物以外の定着進度

1403 (定着数の前期間比)

1404 ※2030年時点で50%以下に抑える。

1405
$$\frac{[\text{新リスト『定着防止外来種』であり特定外来生物でない種のうち定着した数(2025年3月～2030年末)}]}{[\text{現行リスト『定着予防外来種』であり特定外来生物でない種のうち定着した数(2015年3月～2020年末)}]} \leq 1/2$$

1406

1407 ②地域単位で計測

1408 a. 条例、リスト等により定着を防止すべき種を整理した地方公共団体数

1409 ※整理した都道府県数について、2030年時点「47」を目指す。b. aで整理された種の定着数

1410

1411 (2) 定着した外来種の防除に係る指標

1412

1413 ①国単位で計測

1414 a. 「総合対策外来種」のうち特定外来生物で分布拡大をしなかった種数

1415 b. 「総合対策外来種」のうち個別目標種の管理目標を達成した種割合

1416

1417 ②地域単位で計測

1418 a. 条例、リスト等により防除優先度や個別目標種類の防除目標を整理した地方公共団体
1419 数

1420 ※整理した都道府県数について、2030年時点「47」を目指す。

1421 b. aで整理された防除目標を達成した種割合

1422

1423 ③国及び地域の両単位で計測

1424 a. 国内又は地域での根絶を達成した事例数

1425

1426 ※個別に設定した管理目標について

1427 ・分布最前線の自治体については、国立環境研究所の「侵入生物データベース」から抽出する想定。

1428 ・防除を実施している自治体数については、防除の公示状況から算定する想定。また、クビアカツヤカミキ

1429 リ等については、特定外来生物防除等対策事業の実績報告に基づく情報も加味した算定を想定。

1430 なお、現状把握の参考のため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律や鳥獣による農林水

1431 産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく捕獲が行われている種については、当該法

1432 律に基づく捕獲数データも可能な範囲で集計することとする。

1433 ・「被害の減少」「生息密度の低下」等については、個別種についての自治体へのアンケートや特定外来生

1434 物防除等対策事業の実績報告に基づく情報から算定する想定。

1435

1436

1437 **（３）外来種についての普及啓発に係る指標**

1438 a. 外来種（外来生物）という言葉の意味を知っている人の割合（％）

1439 b. 外来生物法の内容を知っている人の割合（％）

1440 ※2030 年時点で、a は「80」、b は「50」を目指す。

1441

1442 **巻末注 用語の定義**

1443

用語	意味
ネイチャーポジティブ	生物多様性国家戦略 2023-2030 においては、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」と定義されている。
外来種	ある地域に人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の自然分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。我が国に自然分布域を有しているが、その自然分布域を越えて国内の他地域に導入された生物種も外来種（国内由来の外来種）と定義される。
侵略的外来種	外来種のうち、我が国の生態系、人の生命又は身体、農林水産業等への被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるもの。本計画においては、便宜上、生態系被害防止外来種リスト掲載種を主な侵略的外来種として想定。
外来生物	一般的には、「外来種」とほぼ同義で用いられていることが多い。外来生物法では、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存する生物を指す。
特定外来生物	海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（外来生物）であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物（在来生物）とその性質が異なることにより生態系に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして外来生物法に基づき指定される生物。輸入・飼養等が規制されるほか、防除を行うこととされている。
外来生物法 （「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」）	特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的として、平成 17（2005）年 6 月に施行された法律。

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）	世界中の研究成果を基に政策提言を行う政府間組織として、2012 年 4 月に設立。 「科学的評価」、「能力養成」、「知見生成」、「政策立案支援」の 4 つの機能を活動の柱としており、科学的な見地から効果的・効率的な政策や取組への助言等を行う。
自然分布域	その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域。（特定外来生物被害防止基本方針より）
（生物の）導入	意図的又は非意図的のいずれであるかを問わず人為的に過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。時期は問わない。（特定外来生物被害防止基本方針より）
拡散	ある生物（外来生物法上では「特定外来生物」）が、限られた場所から拡がり散る、すなわち、より広い別の場所に、物理的に移動することを指している。
まん延	ある生物（外来生物法上では「特定外来生物」）が、拡散・増殖すること等による結果として、はびこる、すなわち、当該生物の成育・生育域が拡大してしまった状態を指している。
我が国における定着	「定着」とは、「生態系、生息地及び種を脅かす外来種の影響の予防、導入、影響緩和のための指針原則(2002 年・第 6 回生物多様性条約締約国会議)」における定義と同様に、「継続的に生存可能な子孫をつくることに成功する過程のこと」を意味する。「我が国における定着」には、全国的に広く定着している状態だけでなく、局地的に定着している状態も含まれる。
かく乱	特定の場所において、生態系に顕著な変化が生じること。洪水等による自然的なかく乱や、伐採・開発等による人為的なかく乱がある。
生態的地位（ニッチ）	ある生態系の中で、特定の種や個体群が占める地位のこと。地位を占めるとは、特定の種が生態系の一部として、特定の資源（餌、場所など）を利用していることや、生態系を維持する上で特定の役割を持っていること。
ワンヘルス	人獣共通感染症の伝播サイクルは、人間や動物、生態系をまたいで回っており、それゆえ人や動物、生態系の健康も互いに関係しているという考え方。従来は感染症の治療に対策の重点が置かれていたが、ワンヘルスに基づき、人や家畜の感染症対策においても、野生動物管理や生態系管理という新たなアプローチが推奨されている。また、そのためには様々な分野が連携して対策に取り組む必要があり、分野横断的な体制の構築も強調されている。

本計画における外来種の対策、防除、排除の使い分け	対策：普及啓発や技術開発、防除等を含む、侵略的外来種による被害を低減させるためのあらゆる取組。 防除：対策のうち、侵略的外来種の侵入・定着を防止する取組や、侵入・定着した侵略的外来種を管理・排除する取組。 排除：防除のうち、侵入している侵略的外来種について、個体や栄養器官を排除すること。
本計画における外来種の制御、管理の使い分け	同じ意味で使用。基本的には管理で統一しているが、愛知目標の個別目標 9 の引用やそれを受けた記載については、引用元に準拠し制御を使用。
本計画における地域、地区の使い分け	地域は、基本的には 1 つの基礎自治体を 1 地域と想定。地区は、地域よりも小さな区域を想定。

1444